

洞 爺 湖 町 議 会 平 成 2 6 年 9 月 会 議

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 6 年 9 月 2 4 日 (水 曜 日) 午 前 1 0 時 開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ~ 日程第 2 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 4 名)

1 番	宮 田 敏 夫 君	2 番	小 松 晃 君
3 番	松 井 保 明 君	4 番	立 野 広 志 君
5 番	板 垣 正 人 君	6 番	佐 々 木 良 一 君
7 番	篠 原 功 君	8 番	岡 崎 訓 君
9 番	下 道 英 明 君	1 0 番	越 前 谷 邦 夫 君
1 1 番	沼 田 松 夫 君	1 2 番	大 西 智 君
1 3 番	七 戸 輝 彦 君	1 4 番	千 葉 薫 君

欠席議員 (0 名)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真 屋 敏 春 君	副町長兼 洞爺総合 支 所 長	八 木 橋 隆 君
総務部長 兼 住 民 課 長	遠 藤 秀 男 君	経済部長 兼 建 設 課 長	森 寿 浩 君
会計管理 者兼会計 課 長	庄 子 俊 悦 君	洞爺総合 支 所 副 支 所 長	大 西 康 典 君
総務課長	毛 利 敏 夫 君	企画防災 課 長	鈴 木 清 隆 君
税務財政 課 長	伊 藤 里 志 君	健康福祉 課 長	皆 見 亨 君

健康福祉 センター長	山 本	隆 君	観光振興 課長兼 洞爺湖温 泉支所長	澤 登 勝 義 君
火 山 科学館長	木 村	修 君	産業振興 課長	佐 藤 孝 之 君
環境課長	室 田 米 男 君		上下水道 課長	八 反 田 稔 君
シ・パ・ク 推進課長	武 川 正 人 君		庶務課長	藤 川 栄 治 君
農業振興 課長	杉 上 繁 雄 君		教 育 長	綱 嶋 勉 君
管理課長 兼学校給 食センター長	天 野 英 樹 君		社会教育 課長	永 井 宗 雄 君
代 表 監査委員	宮 崎 秀 雄 君			

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 久 志	庶務係	猪 股 幸 子
議事係	平 間 義 陸		

開議の宣告

議長（千葉 薫君） おはようございます。

現在の出席議員数は14名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

会議録署名議員の指名について

議長（千葉 薫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、3番、松井議員、4番、立野議員を指名いたします。

一般質問について

議長（千葉 薫君） 日程第2、一般質問を行います。

本日は、11番、沼田議員から、4番立野議員までの4名を予定しております。

初めに、11番、沼田議員の質問を許します。

11番、沼田議員。

11番（沼田松夫君） おはようございます。通告書のとおり話をしていきたいと思っております。

1番目に教育行政ということで、教育の問題について若干、学校の問題とかということに触れていきたいと思っております。

（1）2014年度の全国学力学習状況調査の結果が公表され、当町の成績がどうなっているかということは私知りませんが、いずれにしても今までと違って、ご承知のとおり発表しないというのがその自治体でもって発表することは、その自治体で決めなさいと、こういうようなことになってきているようで、新聞等、テレビ等で発表することを供用したところもありますけれども、次の2番にも入るかと思うのですが、学力だけでなく児童生徒に対するアンケートとか、先生に対するアンケートもされているというふうに新聞では見ているのですけれども、大体、大まかな話として、うちの小中高の学力は上がったのだらうなと思っておりますが、その辺の状況、その辺をまず先に聞きたいと思っております。

議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

管理課長（天野英樹君） 2014年度の全国学力学習状況調査の結果が公表され、当町の成績の結果をどう捉えているかというところでございます。

まず、初めに全国学力学習状況調査の結果の説明につきましては、個人や学校名が特定されるような情報はまず出さないということや、市町村間の序列化などを避けるために数値等による公表はしないことなどを定めた教育委員会が策定したガイドラインに基づき、これま

で町広報などで町民の皆様にお知らせをしてきたという状況でございます。

このガイドラインにのっとり、当町の小学校及び中学校それぞれ全体的なものとしてまずお答えをさせていただきたいと思えます。

小学校の平均正答率でございますが、全国の平均正答率の開きはございますが、国語Bにおきましては、北海道の平均正答率を上回り、また、算数Aと算数Bにおいては北海道の平均正答率との差が縮まり、児童の頑張りや各小学校の取り組みの成果があらわれてきているものと考えてございます。

また、中学校平均正答率でございますが、国語A、国語Bでは、北海道との差が若干広まりましたが、数学A、数学Bにおいては、北海道との差が縮まり、こちらにおいても生徒の頑張りや各中学校の取り組みの成果があらわれてきているものと考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） 北海道自体がかなり低いということで、道教委も努力をされてきているようです。

そういう中で、決して胆振が高いわけではないと、高いことがいいか、悪いかは抜きにしまして、子供は将来の町の宝でもあり、国の宝でもあるということの中で、基礎的な知識というものはきちんとつけさせてあげなければだめだということを識者は言っているわけです。そういうことも当然だなというふうに思って、問題集はある程度、公表されているのでしょいうけれども、どういうことがということになると、少なくとも4年生レベル、小学校4年生レベルの学力が大事だということで識者は言っているわけでございます。

そういうことから、小学生のレベルというものが非常に問題になってくるのだなと、中学校に上がる段階で小学生のレベルをどうつくるかということ考えられているというように思います。学力のことについては、これ以上、私は申し上げません。

次は、先ほど言いましたように生徒に生活態度とか、いろいろなことについてのアンケートをしているというのです。これは、実は公表されていないのではないと、中身はどのようなことを生徒にして、その結果どういふふうに捉えているのだろうかというふうに思うわけです。

それには、携帯やスマートフォンを持っている、持っていないでもって、要するに勉強に支障が来ているというようなことも考えられるような携帯とかスマートフォンとかを使っている学校に差が出ていると、こういうようなことを言っているわけです。

そういうようなことで、どの程度の調査、アンケートをされたのか、これは公表するつもりはございますか。

議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

管理課長（天野英樹君） 今のスマートフォン、それから携帯の関係でございますが、これについても子供たちに対する質問をし、調査ということで質問がなされてございます。

それで、この子供たちに対する質問し、調査というのは生活習慣、学習習慣に関するもの

ということで、多岐にわたって朝ご飯を食べますから始まって、相当、多岐にわたってございます。

今、議員質問の携帯、スマホを持っていますかということで質問がございますので、そこについてお答えをさせていただきます。

普段の携帯電話やスマホの利用状況の設問でございましたが、小学校6年生においては、ちょっと逆で言いますのでお聞きください、56.5%の児童が所持していないと答えてございますので、逆に言えば小学校6年生については43.5%の児童がまず所持しているという結果が逆に見えるというところでございます。

また、中学校3年生の同様の生徒質問について34.3%の生徒が所持していないと答えているということでございますので、逆に言えば中学校3年生で言えば65.7%の生徒が所持しているという状況になっているというところでございます。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） 私の質問の趣旨が悪かったかなというような思いもしているのですが、決してそのスマートフォンだとか、携帯だけを聞いているのではなくて、どういうことを生徒に聞いたのか、アンケートをしたのかということ、その結果についても公表する気はありますかということが聞きたいのです。

議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

管理課長（天野英樹君） 今まで昨年度の25年度までの学習状況調査においても、広報でお知らせをしているのですが、その中の一部に全体をお知らせするというのはなかなか難しいということでございまして、その質問調査につきましては昨年度で言えば毎日、朝食を食べる習慣の数だとか、それからテレビを見る時間がどうだとか、それからテレビ、ゲーム、それから平日以外で授業をどのくらいしていますかとか、ある程度、広報で許す限りでそういうものを載せてございます。

今後においても、今度、公表もある程度していくと、説明責任でございますので、ある程度、言える形でなかなか全部というのはちょっとなかなか難しい面でございますが、工夫しながら公表をいろいろ質問に対するある程度の公表はしていきたいというところで今、今後、検討していくということで考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） わかりました。

私の言っているのは、我々もそういう小さな子はありません。もしくはいないわけですがけれども、どういう質問をされて、どうなっているのかなということを知りたいなと思ったときに、そういうどこかで見れるというようなことはできているのかということをする気はありますかということ聞いております。

できるだけ広報に載せるからしたとか、しないとかではなくて、見たい人がいたら、希望者がいたらそのアンケートの調査の結果とかというのは見せていただけののかいということをお聞きしたかったわけでございます。それでは次に行きます。そういうことで捉えてください。

次に、先生に対してもアンケートをしているというふうに聞いているのです。ある新聞ですけれども、新聞でも先生と子供の改革について書かれているわけですが、児童生徒のよい点や可能性を見つけ、積極的に評価したかという質問に対して、97%の教員がよく行った、どちらかといえば行ったと、ちゃんと評価していますよということを出してはいますが、一方、生徒は先生はあなたのいいところを認めてくれていると思うかという質問に対して肯定的だったのは79.6%、中3においては74%、こういうことでかなりの差が出ていると。先生と生徒にずれが出ていると。それはやはりどうかというようなことで、先生は全部、心配なくみんなの部分をやっていると思っているのかもしれませんが、生徒は先生はというふうな形になっているわけです。

ですから、先生に対するアンケートについても、これは僕は出すべきではないかなということで思っているのですが、別に個別の成績とかそういう話ではないのですから、僕はこういう質問をして、こういうお答えになっているのですよというものは、教育委員会でもきちんとやっているのであれば出していいのではないかなと私は思うのですが、その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

管理課長（天野英樹君） 学校に対する先生方に質問、学校運営ということでの質問で個に応じた指導をしていますかとか、そういう質問でございます。

そういうことも当然、学校側に対して行っているということでございますので、それらも含めて公表についてしっかり検討してまいりたいと考えております。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） わかりました。

（2）の に載せていますが、生徒が学校の生活上の悩みを抱えているということは、これはある程度わかっているわけでございますけれども、その悩みを誰に相談しますかという設問があるそうです。

それからいくと、実はここに書いてあるとおり、実際はぐあい悪くなったら保健室の先生に行って保健室で休んでも保健室の先生に、これは0.4%とか0.6%とかという程度しか相談しないのだと。自分は何でぐあい悪くなってきているのだと、そういうふうに私は新聞を見る限りにおいては読み取っていたのですが、生徒が誰に自分の悩みを学校生活をする上で悩みをぶつけたらいいのだということが生徒がわかっていないのだと、こういうふうに思ったので、どういうアンケートをされているのですかということをお聞きしたわけです。

友達関係など、学校生活で抱えた悩みの相談相手として、小学校の子供ですが一番相談しているのは家の人というのは47.3%、友達が26.5%、先生が4.5%、保健室の先生が0.6%、スクールカウンセラー0.4%、問題は誰にも相談しないというのが20.5%あるのです。

そうすると、いじめだ何だと悩みを抱えていても、誰にも相談しないで抱えてということを知っているのではないかと。先生に積極的に相談を掛けていくという態度にはなっていないのだと。今、小学校の部分を言いました、中学生になると、一番多いのは友

達に45.4%だそうです。次が誰にも相談しないが26.6%、それから家の人に相談するというのが23.5%、スクールカウンセラーも保健室もさっき言った0.3%と0.6%ぐらいの差で、先生には2.9%しかしないということ。

学校で私は過ごした小さいときから言わせると、今の子供はどうなっているのかなという思いをしているわけです。ですから、その辺のあれもやはり公表できるものであればして、我が校は、うちの子供たちはどういう、いじめの問題なども出ますけれども、そういう中で悩みを相談できる相手がいないというのがやはりかわいそうですから、そういうものを解消するためにも、そういうものを積極的に公表されたらどうかというふうに思って通告をいたしたところです。

いま一度、答弁をお願いします。

議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

管理課長（天野英樹君） 悩みの相談相手ということでございます。

今、議員おっしゃったとおり、国の全体の調査結果を今、お話いただきました。

初めに、この質問でございますけれども、学校生活で友達関係など何か悩みを抱えたら誰に相談することが多いですかという設問となつてございまして、相談相手は一つしか選択できないという質問になってございます。

ということで、複数を選択できるということであれば、もっと違う、多分、先生であったり、いろいろな形の数字が出たのだと思うのですが、一つしか選択できないということでのこのような形になったのかなというのがまず第一、正直な感想でございます。

そこを踏まえて、スクールカウンセラーにつきましては、当町で学校に常駐しておりません。ということで、各学校の要請に応じて外部から来ていただいて、その学校に入つていただくということで相談に乗つていただいておりますことから、このような状況になるのかなということでもまず考えてございます。

続きまして、保健室の先生につきましては、小中学校ともに保健師さん何かあったらいつでもおいでと開放してございます。小学校の児童の一部には保健室をけがや病気で行くところとの認識しているところもあるのかなと思うところでございます。

また、中学校の生徒においても、不登校気味の生徒が保健室で休養し、保健の先生と話しをするなどの利用もあると実際にお聞きしてございます。保健室の認知度が低いのではないかと正直言って、今、考えているところでございます。

この設問で数字にあらわれておりませんが、保健室が全く利用されていないということではないという認識をしてございますけれども、いずれにしましても保健室の利用についての認知度アップの取り組みなど、各学校に促してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、議員おっしゃったとおり誰にも相談しないというパーセントの部分が中学校が全国を上回った結果となつてございます。思春期の難しい時期でございますけれども、先生なり、他の相談相手に向けるべく何らかの対応が必要と考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） 家の人に43.3%の子が相談をしていると、そうすると学校の中での問題ですから、当然、親御さん、家の人に相談された親御さんは学校にそういうことを持ち込んでいるというのはやはりあるのではないかと思うのですが、うちの町ではどの程度あるのでしょうか、それは調べておりますでしょうか。

議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

管理課長（天野英樹君） 数字的には現在、持ち合わせてございません。申しわけございません。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） 要するに、家の人に相談をして、家の人で解決すればいい、けど学校に言わなければならない問題というのは僕は結構あるのだと思います。

先ほども言いましたように、先生がちゃんと見ているつもりでも子供は見てもらっていないという意識のずれが20%あるわけですから、そうすると当然、家の方は先生のほうに、学校にいろいろな問題を持ち込むのかなということですが、それは今、数字的に何もつかまえてはいないということですか。

議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

管理課長（天野英樹君） いじめとか、その辺の調査は道とかやっておりますので、そちらの面に関して言えばある程度の数字はあると思います。

ただ、いろいろな子供の悩みというのは多岐にわたると思いますので、いわゆるいじめだとか、そういうことだけではないと思いますので、いろいろなことが多分、日常的に先生なり、友達なりなって、相談なり、実際には学校の中でうまく解決に向けた方向で先生方が動いているだろうということですが、考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） 私も、もう子育て終わって何年も何十年もたつのであれなのですが、実際に首かしげるようなことも過去には私自身も経験していますので、ぜひ学校とそういう生徒の関係、学校と先生の関係、生徒と先生の関係というのがスムーズにいくようにひとつご指導願えればと思って、次の質問に行きます。

先日ちょっと用事がありまして中学校の裏口からちょっと入っていくことがございました。前には、あそこは通学路になっているからきちんともう少し手入れをしてくれというようなことで手入れをもらったところでしたが、ちょっと上がってみたら、ここにも書いてあるように水たまってしまっていると、私もあそこの学校を卒業していますからあんなことはなかったなと。水がたまってしまっているぞと思って目を移したら、金網のフェンスが30センチ、40センチとめくれ上がって、それも危険な状態に僕はなっているなと思ったので、こういう質問にさせていただきました。あれは早く何らかの手を打たなければ、ボールを拾いに行った子供があつてフェンスに目を引っ掛けました、顔を引っ掛けましたといったらとんでもないことになってしまう。これは私、その後、全部の公園は回っていませんが町を通過す

るときにここも同じようになっているなということを思いましたので、こういうことを通告いたしました。

当然、お調べになっていると思いますので、水はけの問題はあそこの学校だけでないということも何かの会で当然、承知しているようですから、その辺の結果を教えていただければと思います。

議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

管理課長（天野英樹君） まず、グラウンドの水はけの悪いところの答弁からさせていただきます。

確認をしてみいました。確かにグラウンドの伊達側のほうが水はけが悪い状態にあると思います。

町内小中学校のグラウンド状態でございますが、温泉小学校と温泉中学校を除き、程度の違いはございますけれども、雨が降ると幾日も水引かない状態であり、一部の学校においては暗渠、排水工事などを実施してございますけれども、いずれにしましても虻田中学校含め、これらグラウンドについては今後、改善に向けた検討が必要であると認識をしているところでございます。

また、旧国道側の金網のフェンスについてでございますが、これについても確認をしてみました。経年劣化により、根元のところが相当に細くなってきておりまして、これについては補修するような状態ではないと思いますことから、今後、撤去する方向で対応してまいりたいと考えているところでございます。

また、撤去後については、どのようにしていくか学校と十分、協議をして対応してまいりたいと考えているところでございます。

なお、他の学校、保育所のフェンスでございますけれども、学校等の点検をしてもらいましたので、現在、至急に補修を要するものはないと報告を現在、受けているところでございます。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） 公園についてはちょっと触れなかったのですが、公園もあるのです。実は、去年も言っておりますのでお調べになったかと思いますが。

議長（千葉 薫君） 室田環境課長。

環境課長（室田米男君） ご指摘いただきまして、町内の公園を点検をさせていただきました。

特にご指摘のあった場所につきましては、ネットの一部がやはり折損して丸まっているような状態が見受けられます。初めは小さかったのだと思いますけれども、年数を経過しまして徐々にそれも広がってきたのかなというふうに思っております。

町内の公園は同様にそういった鉄製のネットフェンスが多く設置されておりますが、今、言いましたように中には経年による腐食がございます。また、ネット自体、またフェンス枠なども折損しているような、そのような状況が見られます。

これまでもそうですが、軽度の傷みであって補修可能だなどというものにつきましては、その都度、補修などを行っておりますが、ただ中にはご指摘のように傷みの程度が大きいものもございます。そういったものも目につきますので、それらにつきましてはネットの張りかえ工事なども必要と思われるので、今後、それらについては計画的に更新を進めるように努めてまいりたいと、そのように考えております。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） ぜひ、これは危ないということは、間違いなく危ないのです。30センチぐらいめくれていると目の高さ、必ずこれはボール拾いに行く、そのときやってしまったらもう大変なことになりますので、何らかの措置をできるだけ早くやっていただきたいなと、それは中学校のフェンスの上のほうに松の木があるのですが、松の木の一番上に枯れ枝があるのです。前にもこの学校、小学校の問題で言ったことがあります、大風吹いて枯れ枝が落ちて、下の者がけがしましたと言ったら大変なことになるのです。大風吹いて生木が折れてとやったとして、すまなかったね、何らかの形で補償しますぐらいの話になりますけれども、枯れ枝落ちた場合には全然話が違いますから、あの枯れ枝はできるだけ早く、学校の校庭にある、あの上のほうにある枯れ枝は絶対見逃してはだめです。

中学校の正門あたりにある松は手入れいたしましたから、今、枯れ枝があるという認識はしていませんが、あそこもあったのです。ですから、枯れ枝はできるだけ、でかい枯れ枝は見逃さないでほしいです。そういうふうにするのですが、わかっていたのに管理不足だよとなったら、もう全然話が違ってきますので、そういう認識があるのでしょうか。

議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

管理課長（天野英樹君） 先ほどのフェンスもそうですけれども、環境、当然、危険だというのが伴う状況はあってはならないということでございますので、各学校でそういう事故の起きないように環境を随時確認をして、その辺の環境の整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） よろしくお願いをしたいと思います。うるさいように言いますけれども、本当に枯れ枝は吹っ飛ばしておけないのです。

次に、4番目に行きますが、先日、50周年の姉妹都市のちぎりの式典もやったばかりでございましたが、虻田中学校の正門の左側に箱根の庭というのがあるということが実は気づいたのです。えっと思って、これはまずいなということで質問をさせてもらっているわけですが、その前にも箱根町さんにも洞爺湖町の庭とか、虻田町の庭とかというものはあるものなのですか。私は、何回か交流する中でナナカマドを何回か持ち込んだということは記憶していますし、私のヒメシヤラ1本いただいて今、元気ですが、箱根町さんにはあるのでしょうか、それは確認されていますでしょうか、まず先にそれを聞きたいと思います。

議長（千葉 薫君） 綱嶋教育長。

教育長（綱嶋 勉君） 中学校の相互訪問で最近はずっと実施していなかったのですけれども、訪問先の中学校で相互に記念植樹をし、あわせて町に地元から北海道の特徴ある木を持って行って記念植樹をする、その中で箱根町のほうにも、たしか虻田の森だったかちょっと記憶は定かではないのですが、そういう箇所が設定されたものがありまして、相互訪問のときに記念植樹をしていた時代が何年か続いていたというふうに記憶しております。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） ということは、同じようにあるのだろうなというふうに思うわけです。

当然、行って見てきたと思いますが、とても交流を続けている中学生には見せられないような状態になっていたのですが、見てきた感想をまず聞かせていただきたいと思います。

議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

管理課長（天野英樹君） 議員おっしゃるとおり、虻田中学校の正門玄関左手に箱根の庭として、箱根町とのこれまでの交流の中でいただいた樹木が多数、植えられておりました。

状況を確認したところ、剪定などなされずそのままの状況に至っているものではないかと思われま。また、大きな石に箱根の庭ということで彫り込まれていたのですが、枝や何かで垂れ下がっていて見えづらかったということもありまして、正直、はっきり、しっかりと確認しておけばよかったのですが、議員おっしゃるように箱根町との交流の証しでございますから、しっかり手入れをして管理すべきところはそのような状況になっていなかったと、大変、申しわけなく、見たときにそのような思いにかられたところであります。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） これは今、課長がおっしゃったように箱根の庭という形できちんと看板かかっているのです。それは、もうどうなっていたかということはこれ以上言いませんが、実は箱根の森というのもあるのです。この森のほうの管理は誰なのでしょう。

議長（千葉 薫君） 室田環境課長。

環境課長（室田米男君） 通常、下草刈り、枝の剪定等は環境課のほうで行っております。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） 私は、最初につくったこれらの森というのをあるということはわかっていますけれども、よくよく見たことはないなと思いながらこの間、50年たった交流の証しとしてこれを見たときにどうかと。

先ほど申し上げましたが、箱根の庭的なものがあるかというのは聞きましたけれども、箱根の森、洞爺湖の森か虻田の森か知りませんが、それはどんなふうになっているか見た人おりますか。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 箱根の役場近辺では私もちょっと記憶がないのですが、箱根にたしか植物園みたいのがありました。その館長さんからお聞きしたときに、これは虻田町からいただいた木ですよという木が松でしたけれども、松とたしかそのときにはナナカマドがあっ

たような気がしましたけれども、虻田の木がこちらのペースでということを見せていただいた記憶がございます。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） 私も何回も行っているのに、実は1回も見ていなかったなという思いをしております。今度行ったときには、足を運んでみたいなと、箱根はきっちり庭をつくっているだろうなと、箱根の庭師さんはいっぱいいるのです。ですから、ホテルでも何でもきれいに庭を手入れしておりますから、粗末にはしていないなと思っておりますので、ぜひうちの町の箱根の森、箱根の庭についても一つ考えていただいて、恥ずかしくないような状態にさせていただければと思いますが、改めてもう一度、お答えいただきたいと思っております。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 箱根の庭関係の学校関係のやつにつきましては、先ほど管理課長から話したとおり、今後、しっかりその対応をしていかなければならないなというふうに考えております。

また、さわやかとさわやか別館、その間にございます箱根の森につきましても、以前は本当に大変、見苦しい状況がございました。環境課の職員の手によりまして、今、最近すっきりしたような形になっておりますが、ただ、毎年のごとでございましてけれども、やはり下草刈りですかとか、あるいは剪定作業。これからも50年、そして今後100年の大計を目指す友好の絆としてしっかりと管理をしていかなければならないなというふうに考えております。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） ありがとうございます。

本当に私どものシラカバとか、そういうのはどんどんと大きくなって、向こうのはどの木が箱根からいただいた木なのだというのが余りわからなくなってきている状態だと思っています。今後、ひとつ手を入れていただければというふうに思って質問分は終わりにします。

5番目に入りますが、虻田中の通学路というのは現状、大変悪いよなと、あそこを私も車で通ると上から下へ向かったときは右側、下から上に向かっていくときは左側通行して行くのですが、左側が非常に町道からぐんとめっているわけです。団地のほうへ。それで、あれが思い切り頭をぐんと出してくる、よくあるのです。

そういうことと、今、舗装されている左側です。下から学校へ向かっていくと左側のところ舗装されているのですが、非常に危ないし、こういうふうのにめった形の中で舗装しているところがたくさん見受けられる。ですから、あそこは余り使いたがらないのです。

そういうことで、冬になったら特にこれは厳しいだろうなと、子供使いたくないのだろうなと、危なくてしょうがないなという思いで、次のこちらから行くと右ですね。グラウンド側のほうの歩道を見たときに、途中までは舗装されているのです。途中からすぱっと切れて、草になっていて、ちょうどたまたま私がそこを通ったときは幼稚園の入江保育所のお子さんが20人ぐらい、先生と歩いている、ちょうど雨降った後だったものですから、靴を

濡らしながらその草原を歩いている、こっちのほうが間違いなくらくだよなと、安全だよなと、そういう思いでこれを何とかしてあげられないのかなということで通告しましたので、そんな難しい話ではないので、簡単でいいのでよろしくお願いします。

議長（千葉 薫君） 森経済部長。

経済部長（森 寿浩君） 中学校のグラウンド沿いに歩道がありまして、正門から20メートルぐらいは舗装がされていますが、そこから保育所に向かっては土の状況になっているということでございます。

平成8年にあそこの道路を少し広げて、そのとき歩道をやったということなのですが、埋蔵文化財、入江貝塚が近いということで、道教委と協議をしたということでございます。そのときに試掘をして調べた結果、今の土になっている部分まで埋蔵物の保存地であるというような結果になって、道教委のほうからそこは舗装をしないでくれというような話であったというふうに聞いております。

現状を見ますと、やはり土の部分も少し下がったり、それから下のほうに行きますとかなり草が生えているということで、恐らく当時の道教委との協議の中でそういう方向になっていますので、舗装ということにはならないと思うのですが、現状、土系舗装といって土に粘着材何を混ぜて、ああいった工事をやっているらしいのですが、そういった形での補修になるかもしれませんけれども、少し今後、子供たちのために検討したいというふうには思います。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） ひとつよろしく検討してください。あれはやはり、そんな掘り起こしてまで舗装する必要はないと、子供たちが歩ける程度でいいと思いますので、よろしく考えていただきたいと。

項目の二つ目の洞爺地区の買い物難民化対策はということで通告してございますが、ここに書いてあるとおり食品の店舗がなくなるのではないかとこの恐れが今、言われているわけです。

そういう中で、洞爺地区振興対策検討委員会などでは、こういうことは話題にならないのだからということだと思っています。また、支所のほうにはこれだけの問題ですから、いろいろな話が入ってきているのではないかと、そういう中で何とか解決策というようなものが見出せるのかどうか、案が出ているのかどうか、その辺ちょっとお聞かせいただければと思います。

議長（千葉 薫君） 藤川庶務課長。

庶務課長（藤川栄治君） 洞爺地区の買い物の件でございますけれども、洞爺地区の農協が11月1日をもって閉鎖するというようなことがございまして、特に買い物、生鮮食品を中心に買い物への不安があるというのは状況にあります。

町といたしましては、店舗利用者から意見を伺うということで7月26日から8月13日までアンケート調査を実施させていただきました。その辺を中心にちょっと回答させていただきました。

たいと思いますけれども、172名の方から回答をいただきましたけれども、やはりその結果といたしましても回答をいただいた96%の方が買い物には非常に影響がある、ある程度影響があるというような回答をされている状況でございます。

また、対応等につきましてはどのような対応が必要かというようなことに関しましては、38%の方が移動販売者の充実、それから23%の方が買い物バスの運行を考えてほしい、それから18%の方が宅配サービスを活用したいというような回答結果となっているところでございます。

町といたしましては、移動販売車につきましては現在、行っている事業者からの聞き取りを行いまして、確認を行っているところでございますけれども、洞爺地区では毎週水曜日と木曜日に7カ所で販売しております、1回目当たり15名から20名の利用があるというような回答をいただいているところでございます。

また、販売所の場所につきましては地域の要望に対しまして、ある程度、要望に応えることは可能ですというような回答をいただいているところでございます。

また、宅配サービスにつきましても、洞爺地区では100名ほどの利用者がいるというようなことで聞いておりますけれども、その他、利用に対する要望があればその対応してまいりたいと考えているところでございます。

そのほか、洞爺地区の連合自治会の役員会でもアンケートの調査をもとにいたしまして、懇談会を行っておりますけれども、その中でもアンケートの調査結果を踏まえて移動販売車の充実、さらには地域の要望を確認して、連携して取り組むというようなこととしていくところでございます。

また、洞爺地区の振興策検討委員会のほうでは、今の現状の買い物等については議論の対象とはしておりませんので、その辺のことについては話し合いはされておりません。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） わかりました。

大変難しい問題なのだろうかと、私自身も小売業をやっていたので、お客さんの意識と店のほうの意識と全く違う意識になっているところは、私買う人、あなた売人みたいな形になってしまって、今まで私自身はそういう商売をしてきたような感じになっております。

ですから、どうしてあげることが一番いいのかなと、それは単に宅配で品物が届くようなこと、またそれから配膳、いわゆる食事を配ってもらうとってお年寄りが食べて、食事されている人とかそういうのが各地であるようです。生協の移動車などもあるということは承知しておりますが、それではやはりこれから大変なのだろうと、それは過日、テレビを見ていましたらお年寄りはだんだん行動が狭くなっていくと、そういう中で絶対しなければならないことは食べることです。食べることを自分でつくるということをしている人としていない人に大きな差が出てくるということをやっていました。きょうはその辺の細かいことは申し上げませんが、なるほどなと、朝起きたらきょうは何を食べよう、昼は何を

食べよう、晩は何食べようねということをみんなで相談して、グループで相談してやっているというようなところもあるようでございます。そうすると非常に痴呆症が改善されたとか、そういうこともやっていました。

そういうことからいくと、やはり洞爺地区においてもそういう自分たちで何とかしなきゃというようなことをやはり考えていかなければいけないのではないのかと、そういう中で私もちらっと富良野にみんなで店をやっているよというのを聞いて、ちょっと調べてみたのですが、細かいことはわかりませんので、できれば1回行ってみたいなという思いはしていますけれども、ちょっと遠いのですが沖縄県には明治39年から共同店というのがあるのです。100店舗が一時はあったと、今はまだ70あるというのです。

その共同店というのは、自分たちで運営しているのだと、単に直売所ではないですよ、みんなで持ち寄って販売している、そういうものではない、自分たちの必要なものは自分たちで共同店という運営をしてやっていると、明治39年からやっているというのですから、そういう中で今、一時減ってきたのだけれども、最近はそういう高齢化して若い者がいなくなっていくという中で、どう助け合っていくかということで、年寄りの高齢者のたまり場とか、そういうものにその店舗がなっていると、こういうようなことでもう少し私も共同店については調べてみたいなと思っておりますが、産業課長でも誰でもいいですが、この共同店という、これ聞いたことありますか。

議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） 共同店というのはちょっと、今、初めて聞いたのですが、先ほどちらっと富良野の関係でちょっとお話し出ていましたけれども、富良野のほうも実はここは富良野の麓郷地域という場所で、ここも北の国からのロケ地として知られている地域なのですけれども、やはり大勢の観光客が訪れているのですけれども、高齢化や農家の担い手不足、高齢者の買い物難民などの地域が疲弊していく状況であったということから、ここで森の駅というような中でそういった方向で対策を講じているというお話は聞いておりますけれども、今、お話の出ました沖縄のそういった共同店ということはちょっと認識しておりませんので、今後、ちょっと調べていきたいなというふうに思っております。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） ぜひ1回、これは私、もう少し調べたいなと思っておりますが、十何年前に駅前の商店街再開発のときに私どもが将来の店づくりとして考えなければならないことはこれだなというようなことがあったことが今、ここによりがえってきているのですけれども、自分たちで何とかしなければということを考えなければ、誰かに店づくりをしてくれとか、そんなことを言ってももう僕は無理なのだろうなど。

ですから、何らかの形でいい食事をしてもらって、いい生活、心地よい生活をしてもらうためにも、そういうものは絶対必要になってくると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、不在者地主対策についてということで申し上げますが、不在者地主ということ

よりも、不明地主もあわせて考えておかななくてはならないということから通告をさせていただきました。

山林や農地、宅地、雑種地など、どの程度あるのかということで数字がわかればちょっと出していただければと思います。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） 不在地主についてということ、現状でございます、課税状況におきまして、所有者が洞爺湖町に居住していない土地を持っている方を不在地主というふうに考えた場合でございますが、洞爺湖町の全体面積におきましては180.54平方キロメートルでございます。

その中で、国、道、町などの非課税地、または湖沼面積などを除いた面積につきましては106.96平方メートルということになっておりまして、この内容でございますが、農地としましては田畑、それに牧場足した合計でございますが、全体で3,234筆、28.22平方キロメートルでございます、そのうち町外の部分でございますが426筆、13.2%、面積におきましては4.1平方キロメートルが14.5%でございますが、これが町外の方がお持ちになっている部分でございます。

また、山林原野でございますが、全体で1万6,451筆、68.75平方キロメートルでございます、町外でございますが1万4,225筆、86.5%、面積におきましては51.62平方キロメートル、75.1%となっております。宅地でございますが、全体で6,744筆、3.61平方キロメートル、町外でございますが、1,904筆、28.2%、面積におきましては1.13平方キロメートルであります。

また、雑種地、その他でございますが、全体で2,932筆、6.38平方キロメートルで、町外でございますが、1,768筆、60.3%、面積におきましては5.05平方キロメートル、79.1%となっております。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君）（2）に不在者地主がいるとどんな影響があるかと、不明地主がいるとどんな影響があるかということを通告しているのですが、お考えがあれば。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） 不在地主の方のことでございます。固定資産税でございますが、これにおきましては基本的に影響という部分はございません。所有者が生存している場合につきましては、現在、住んでいられる住所地に納付書を送付して納入いただいていると。

所有者が死亡されて相続されていない土地につきましては、相続人の中から代表相続人を選定してもらい納税していただいておりますので、現状としては納税についての影響というものは出てきておりません。

以上です。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） わかりました。納税についての立場ですから、税務課長はそれでわかりますけれども、私が心配していることは、うちの町は必ずまた噴火来るよと、言われているわけです。

そうすると国道ぶち壊されました。その前は土石流が出ましたとか、こういういろいろな問題が出てくることになるのかもしれないですね、次の噴火も。そのときの心配を今からしておかなくてはいけないだろうと。

それは一つには、前も言ったかもしれませんが、国に何とか次の問題で何とか対策を考えてもらうべきだと言ったことがあるかもしれませんが、なぜかといううちもこのトンネル、新しい国道をつくるために、代替の国道のためにトンネル掘ります。2年でできるといったやつが大分かかったわけです。

これはまた別の問題として考えてもいいのですが、東北の大震災、3・11の大震災の後、要するに残っているのは基礎だけ残っている、がれきは全部撤去したと、この道路をつくるのに基礎を撤去できないのだと、何でだと、なぜ残っているのだこの基礎という思いをしていたのです。

そうすると、新聞紙しか私、東北まだ見てきていけませんので新聞、テレビでしか見ることができないのですが、当然、家を建てたのですから不在地主ではない、問題は不明地主ではないのだけれども、相続がなされていないと。そうすると、これを撤去するとしても、その相続人を捜し当てて、印鑑もらうのが大変なのだ。

私、前に、十何年前になりますか、さっきも言いました駅前再開発の問題で北陸のほう、石川県とか富山県とか、あちらへ行ってまちづくりをするぞというようなことで、先進地として見に行ったときに、道路が1本ぐにゃと曲がって、そこにどかっと墓があるのです。なぜこんな、この墓の持ち主がわからなかったのです。それで、この道路を真っ直ぐにできなかったのだと、これは随所にあります。北海道では自分の家に墓つくるということはないわけですがけれども、本州のほうは自分の家に墓つくるというのは、いい家であればあるほどつくっているわけです。それが年代を超えると、もうどこに行っているかわからないということで、この道路真っ直ぐにできなかったのです。

これは、ここもある、あそこもあるというような全国駆け回って、はんもらって歩く、それは区画整理やるのですというように言っていました、今、私が何を言いたいかというと、東北での基礎が壊せないという、国が道路つけようといってもできないと、こう言うのです。県が道路つけようと言ってもできない。

今、つい最近の話ですが、広島で災害が起きました。実は広島も今、ダムをつくらうと、土砂崩れのあったところのダムをつくらうというのですが、途中で工事ストップしているのが映像で出てきたのです。そうしたら、コメントされているのは割山というのだそうです、明治からこの制度があって、我々入会権とか何とか聞いたことあるのですが、割山といって山分け制度というような言い方もするのだそうですけれども、要するにそのがけの持ち主がキノコ取ったり、木取ったりすることの権利を分けているのだそうです。それが相続されて

いないがために工事に手かけられないのです。

こうすることで割山というのだそうですから、関係者インターネット調べたらすぐ出ると
思います。これをやっている、これを整理をしていないために工事ができないのだと、うち
もそういうことが起きかねないだろうと。

そういうことから、国に何らかの方策を考えておいてもらわないと、また道路止められま
した、仮になった場合に、すぐ速やかに復旧するための工事の邪魔になるのがこの不在者地
主であったり、不明地主であったり、未相続だったりという問題があるのだなということで
私は次に国に対策を考えてもらうべきではないかと、こういうことを書いているのですが、
今まで言った話の中でご感想があればお願いしたいと思います。

議長（千葉 薫君） 森経済部長。

経済部長（森 寿浩君） 広島県の災害などもありましたし、議員おっしゃるようなそういっ
たことは非常に公共事業を進める上でも大変な作業になるかと思うのですが、一応、公共事業
にかかわって、その地権者が不明の場合についてちょっと事前に調べさせていただいたの
ですが、まず、所在不明や相続人が明らかでない場合、その財産を管理する者を置く制度とい
うのがございます。

これは、不在者財産管理人制度、民法に基づくものらしいのですが、奥尻の南西沖地震な
どで扱われているようなことが書いてありましたけれども、これは実は三豊トンネルのとき
にこの制度を使ったというふうには聞いております。

それから同じく相続財産管理人制度、これも民法上の制度がございます。

それから、2番目として所在不明者を法律上、死亡したものとみなし、または戸籍上死亡
したものとする制度、これは失踪宣告制度、あるいは認定死亡制度、民法、戸籍法等に基
づくもの、それから東日本大震災での死亡届けの取り扱いについて、これが戸籍法に基
づくもの。

それから、大きな3点目としては、所在不明でも対応可能な制度として、土地収用法の不
明採決等の制度、こういうものも土地収用法についてあるということで、一般的に土地収用
法の場合、私どもも扱ったことはございませんけれども、相手がわかって、そして任意の契
約ができない場合、道の収容委員会にその債権を持ち込むというようなことですが、
それ以外、所在不明であっても対応が可能な制度があるというようなことがございます。

いろいろ調べてみますとそういった現行法の制度もいろいろありますけれども、議員お
っしゃるように統計的には有珠山の噴火というのは周期的に来ますし、最近のゲリラ豪雨な
どもありますから、まずは現行制度の内容とか、そういったもの、所要時間とか、そういう
ものもちょっと調査をさせていただいて、その後、判断をさせていただきたいなというふう
には思います。

議長（千葉 薫君） 沼田議員。

11番（沼田松夫君） いずれにしても、広島だって工事ストップしているのは、そういう
ことがあるように聞いておりますので、完全にできるのであればどんどん工事やっているだ

ろうなと思いますけれども、明らかに工事とまっていると、そういうものがあることを承知しています。

これから勉強していくことはやぶさかでないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（千葉 薫君） これで、11番、沼田議員の質問を終わります。

休憩に入ります。

11時15分、再開いたします。

（午前11時05分）

議長（千葉 薫君） 再開をいたします。

（午前11時15分）

議長（千葉 薫君） 次に、9番、下道議員の質問を許します。

9番、下道議員。

9番（下道英明君） 9月会議におきましては、通告にありますようにがん対策の強化について、また、公共施設の管理のあり方についてをテーマにご議論、ご提案をしてみたいと思ひます。

一昨年6月の定例会におきましても、がん対策について同様の質問をさせていただきましたが、再度、この問題に注目いたしました。

今回の通告書に書きましたように、がんは国民の二人に一人がかかり、三人に一人が亡くなる国民病とも言える病気です。大変、深刻な病です。がんで亡くなられた方は、最近の調査では年間、北海道全体で1万5,000人、洞爺湖町でも年間30人以上と伺っております。がん予防に対する正しい知識、がん検診の重要性がますます大事になるところでございますが、そんな中、朗報を耳にしております。

来月24日、釧路市で開かれる第46回がん予防道民大会におきまして、がん予防功労者団体として洞爺湖町が表彰されるという情報を直近で知ることになりました。まず最初に、このがん予防功労者団体とはどのような団体が簡潔にご説明いただきたいと思ひます。

議長（千葉 薫君） 山本健康福祉センター長。

健康福祉センター長（山本 隆君） 今、議員からご質問のありましたがん予防功労者団体につきましては、今年度、10月24日に釧路市を会場に開催されます北海道及び釧路市、北海道健康づくり財団、あと公益財団法人であります北海道体がん協会の主催による第46回がん予防道民大会において行われるものでございます。

がん予防功労者団体につきましては、現在、ちょっといただいている情報によりますと、今年度は6団体が対象に表彰を受けるということでお聞きしてございます。そのうち、5団体につきましては、洞爺湖町を含む市町村、あともう1件につきましては旭川市の消費者関

係の団体ということでお伺いしてございます。

受賞につきましては、近年、道内各市町村でも検診受診者が減少している中で、洞爺湖町においては胃、肺、大腸、子宮、乳がん、病院検診及び特定検診の全てで対前年度より受診者が増加していることが評価されたということでお聞きしてございます。

なお、この表彰につきましては、北海道体がん協会が表彰するという形になりますので、洞爺湖町の場合、集団検診を北海道体がん協会に依頼して実施しているということから、そういう形での表彰になろうかと思えます。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） まさしく朗報だと思います。たしか、先月ですか、北海道体がん協会の会長が北海道医師会の会長と兼ねるということで、そういった点では医師会と体がん協会が一体となって動いていくということ、非常に朗報だと思います。

その受賞理由が各種がん検診、特定検診の全てが対前年度比で上回っていたということで、関係者のご努力に敬意を表するところで、余りほめてしまうと、このがん対策の強化について質問何なのかということで、この辺で褒めることはちょっと終わりにいたしたいと思えますが、今回、表彰理由の一つである対前年度比で受診者が向上したということなのですが、平成25年度の各種、25年度だけで結構なのですが各種がん検診の受診者、受診率の実態をお伺いいたします。

議長（千葉 薫君） 山本健康福祉センター長。

健康福祉センター長（山本 隆君） それでは、平成25年度におきます受診者、受診率の実態についてご説明申し上げます。

まず、洞爺湖町におきまして、胃がん検診ですけれども、対象者につきましては3,902名、受診者664名、受診率が17.0%となっております。この数値につきましては、対前年度で0.3%の増となっております。

続きまして、大腸がん検診ですけれども、対象者につきましては胃がんと同じ3,902名、受診者が900名、受診率が23.1%、この大腸がん検診につきましても、対前年度1.2%の増となっております。

続きまして、前立腺がんですけれども、対象者1,401名、受診者241名、受診率が17.2%、対前年1.5%の増でございます。

結核、肺がん検診の対象者、これも3,902名、受診者が792名、受診率が20.3%、結核、肺がん検診につきましては、対前年約2.4%の減となっております。減の理由といたしましては、定期的に医療機関を受けている方が、医療機関で肺の結核等のレントゲン等を撮ったことが大きな要因ではないかと感じてございます。

それと、先ほど功労者表彰の部分ですけれども、結核、肺がん検診につきましては、体がん協会での検診並びに北海道結核予防会での検診を洞爺湖町で実施しています。その関係でちょっと数値の減が生じているのかなということも考えてございます。

あと、子宮がん検診につきましては、対象者が2,636人、受診者が238人、受診率が9.0%、

対前年で1.0%の増となっております。

続きまして、乳がん検診ですけれども、対象者が2,730人、受診者が254名、受診率10.7%、対前年で1.3%の増となっております。

受診率及び受診者の状況については以上でございます。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） 今のデータのほうから見ますと、去年は胃がん検診が16.7%ということで、ことしが17%と、大腸がん検診に関しては21.9%から23.1%ということで、検診率の向上が見られると思うのですが、確かにこのたび功労者団体ということで受賞はされましたが、本来の国が定める受診率は50%以上と、これは大きな目標値があるわけなのですが、そういった点で大きく乖離しているところをやはり今後とも努力していかなければいけないと思うのですが、当町におけるがん予防への取り組みとして、具体的な啓発事業などについて項目で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

議長（千葉 薫君） 山本健康福祉センター長。

健康福祉センター長（山本 隆君） それでは、現在、洞爺湖町のほうで実施しております受診率向上に向けた取り組みについてご説明申し上げます。

まず一つ目、町民全体を対象とした啓発事業という形の中で町広報誌へのがん検診受診啓発記事の掲載、また集団健診案内チラシも町内全戸への配布、また、町ホームページを利用した啓発、または受診案内、特定検診の受診啓発等に合わせたがん検診案内文書の送付などを実施してございます。

次に、町保健師の面談による直接的な受診勧奨の機会といたしましては、検診の申し込み受付時や来所された町民の皆さんへのがん検診受診勧奨、また、老人クラブ等での健康教育は相談開催時における受診勧奨、特定検診未受診者に対する個別勧奨及びがん検診の受診勧奨などを実施してございます。

また、次に、ターゲットを絞っての受診勧奨といたしましては、対象年齢60歳、65歳の方へのはがきによる受診勧奨、また胃がん検診を2年間未受診の方へのはがきによる受診勧奨などを実施してございます。

また、健康づくり組織により検診の啓発及び受診勧奨といたしましては、健康づくりの推進の協力をいただき逐次、住民への受診勧奨及び啓発活動などを実施してございます。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） 今、センター長のほうからお話があったような形で、いろいろなメニューで取り組んでいるのがわかりました。

特に啓発事業と直接的受診勧奨ということで、保健師を活用した取り組みですとか、あるいは対象年齢、未受診者へのアプローチなど、取り組み自体理解しましたがけれども、2番目の質問にもちょっと重複するのですが、今後の取り組みについて啓発事業の取り組みとあわせてお答えいただけますか。

議長（千葉 薫君） 山本健康福祉センター長。

健康福祉センター長（山本 隆君） それでは、去年、ことしよりの新たな取り組みというような形になるかと思えますけれども、平成24年度から健康づくり及び医療関係を担当する担当各課におきまして健康づくり対策会議というものを立ち上げてございます。この会議におきまして、定期的に会議を持った中でアイデアを出し合い、受診率向上に向けた検討を進めているところでございます。

今年度実施する新たな取り組みといたしましては、検診、受診啓発バナーを張った町公用車による啓発活動、また検診、これは特定検診、がん検診を含むものでございますけれども、ポケットブックを小さな見やすい、持ち歩きをしやすいようなポケットブックを作成いたしまして、町内医療機関に配置していただき、来院された方への配付を行ってございます。

また、新たな方策といたしまして、町内の未受診者が多い産業団体等に働きかけを行った中で、北海道体がん協会での各種検診受診と買い物を組み合わせたような検診バスツアーを実験的に企画してございます。

できれば、今年度の実施に向け準備を進めているところでございますけれども、時期的な問題から先送りとなる可能性もございます。ぜひ、定着させ、将来的には検診率の低い町内会などにも対象を広げて実施できればと考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） 今、思った以上にがん予防対策についての取り組みというのがわかりました。

また、検診バスツアーを実験的に企画してということで、検診率の低い町内会などを訪れていくというのは案ですけれども、ぜひこの取り組みというのは非常に大事になるのかなと思いますので、積極的に取り組んでいただければと思います。

来月、釧路市でちょうど行われますがん予防道民大会におきましては、がん予防に対する正しい知識とがん検診の教育の観点から開催地釧路の高校生が参加するというのも聞いております。また、ことし初めに管内の室蘭市教育委員会ですか、ことし2月に小学生、中学生だったかを対象にして、児童生徒を対象にしてがん教育に対して初めて取り組んでいるところですが、その中で今後、子供に対するがんについての教育が重要との観点から、恐らく胆振管内だけではなくて、いろいろな道内の市町村が各市、各町、各村の教育委員会が健康福祉関連部署と一緒に協力し合いながら出前講座形式のような形の特設授業というのが試行的に、試み的に行われてくるのかなと思うのですが、当町におきましてもそういった生徒、児童に対する、子供向けに対するがん教育について健康福祉センターの考えと教育委員会の考えをお聞きしたいと思いますが。

議長（千葉 薫君） 山本健康福祉センター長。

健康福祉センター長（山本 隆君） 今、子供の関係のがん教育ですけれども、議員おっしゃるとおり大変、重要な、健康福祉センターといたしましても大変重要な事項かなと考えてございます。

そういう機会がございましたら、子供たち、健康全般について学んでもらう絶好の機会でもありますことから、全課といたしましては保健師や栄養士の派遣など、全面的に協力をさせていただければと考えてございます。

議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

管理課長（天野英樹君） 教育委員会のところでございますけれども、まず子供たちへの生活習慣とがんの関連について、健康教育の実施の有無ということでもまずお答えをさせていただきますが、小学校におきましては五、六年生の保健体育においての病気の予防のうち、喫煙の害と健康という項目で、たばこの害として肺がんになりやすいなどの記載がございまして、危険性があることに触れて学習をしているところでございます。

また、中学校におきましては3年生の保健体育において生活習慣とその予防の中で、バランスのとれた栄養をとるなどのがんを防ぐための12箇条が掲載され、がんに対する学習を実際にカリキュラムの中で組まれていると。

このように、各小中学校において健康教育のカリキュラムに組み込まれていることから、今後においても生活習慣やがん予防の関連などについて、子供たちの成長段階に応じて授業の中でまず進めていくのが授業ということで考えてございます。

また、言われたとおり健康福祉センターと協力しながら、この取り組みを進めていくということになるかと考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） 2年前ですか、北海道がん対策推進条例というのができましたけれども、施行されたのですが、教育関係者の責務と教育の推進に関する規定というのが設けられたのですが、その中でがん教育の推進が盛り込まれておりますので、ぜひ前向きに、さらに普通の事業の中にもあるとは思いますが、やはり医療機関も巻き込んでそういったがん教育の啓蒙活動に推進してほしいと思うのです。

先月末にちょうど室蘭市の道の駅みたら横に置きまして、夜通し交代しながらリレー方式で歩くがん撲滅の募金活動するチャリティーイベントが開催されました。ことしも私、実行委員として4回目の参加をさせていただいたのですが、その中でことしは胆振総合振興局が主催によりますがん対策シンポジウムを開催されまして、がんになっても安心して暮らせる町を目指してということで、そのテーマは西胆振の住民全てががんに関する知識を深め、がんによる死亡者の減少とともに、がん患者とその家族の療養生活の質の維持の向上について意見交換をするという趣旨でございました。

2日間でしたけれども、今回、去年、ことしと実行委員長が室蘭医師会の会長さんが引き受けていただいたものですから、そういった点では室蘭の拠点病院、三つの病院が非常に熱心に取り組んでいただいて、また洞爺地区の温泉病院も積極的に応援していただいたところなのですが、その中で西胆振だけで見ると新たにがんになるという人は年間1,763人、また、がんで亡くなる方は西胆振に関しては777人ということでございます。

先ほど来、がん予防について、またがん教育について伺いましたけれども、がんになって

も全道で最も安心して暮らせる町を目指して、西胆振の医療機関というのは努力しているのですが、室蘭市にはがん診療の国の拠点ですとか、道の指定病院、計3病院がありますけれども、また、緩和ケアに関していけば全道的にこの地域というのは非常に先進的なものがあります。

特に、がん治療、地域の連携としてがん指定病院である製鉄病院と洞爺の温泉病院が連携して、これは新聞紙上でもご承知だと思のですが大変な評価を得ているところで、北海道だけではなくて日本全国の中で緩和ケアの一つの先進地事例としてあります。

そういった点で、私どもの町内にそういった一生懸命取り組んでいる医療機関があるということに対してやはり、それ相応の応援というのですか、協力をしていかなければならないのかなと考えているところであります。

私は昨年6月の一般質問におきまして、町長に北海道で最初にごん対策推進条例の制定をご提案したところでございますが、今回、室蘭市におきまして最初のごん対策条例を制定することがほぼ決まり、4定か1定で上げるという話を聞いております。

私は、この西胆振の各自治体が室蘭市に必ずしも追隨するわけではないのですが、自治体の垣根を越えて連携していくと、そういった面で条例制定というのは非常に大きなハードルではあると思うのですが、先般の昨年の町長の答弁にもありましたように、やはり非常にデリケートな問題も含まれているということもあるのですが、理念条例でありますけれども、条例という立法措置により、町及び関係の方々の役割とか、基本的な施策の柱を明らかにすることが、より実効性の高いがん対策推進につながるのかなと思、あえてもう一度、お伺いするところでございます。

議長（千葉 薫君） 山本健康福祉センター長。

健康福祉センター長（山本 隆君） ごん検診推進条例の制定についてということでのご質問かと思います。

今、議員おっしゃられていましたとおり、北海道内の市町村で現在、がん推進条例を制定しているところはないような状況でございます。

私も室蘭市のほうに確認させていただきましたけれども、1定、4定、もしくは1定に向けて今、素案を作成している段階ということで、ちょっと中身についてはちょっとまだ公開できる状況にないということをご回答いただいたところでございます。

がん対策につきましては、町民の生命を守る重要な対策であり、医療費にも直結する課題と考えておりますことから、管内市町村のこれからも状況や考え方など、情報収集に努めさせていただき、動向を見きわめながら、健康づくり及び医療関係担当課で構成する健康づくり会議、対策会議などでお時間をいただき、検討をしてみたいと考えております。

なお、当面につきましては道条例及び北海道がん対策基本計画を基本に町民のがん検診の受診率向上対策を推進してみたいと考えてございます。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） ただいまの条例制定でございますけれども、残念ながらまだ、ちょっ

と道内の市町村の中でもこの条例を制定しようとする動きが非常にまだにぶい状況といえますか、出足が遅い状況がございます。

そこには、ひとつやはり非常に患者さん、もしくはその病気をお持ちの方等々に対するデリケートな問題が非常に多いのかなという部分がございます。そこら辺のことをもう少しケアしながら、この問題については今後とも検討してまいりたいというふうに考えております。

また、私どもの町、幸いなことに受診率が若干、向上いたしました。この経緯は、町民の方からアドバイスをいただきまして、いわゆる受診票といいたいでしょうか、ご案内文、これを差し上げるときに、町長がみずから実質で何かメッセージを送ってほしいということがございました。それも取り入れさせていただきまして、昨年、今年度ともにやらせていただいたわけでございますけれども、それよりも何よりも、やはり私どもの今、保健婦、保健師さんですか、この方々の対応といいたいでしょうか、住民に対する言葉使い、あるいは対応、これらが非常に好感を持たれていて、保健師さんに何か相談してみようという気運が今、生まれつつあるのかなというふうにも思っております。

私もこの間、私どもの職員のも者が対応しているところをちょっとお話を横で聞いておりましたけれども、非常に相談に来た方が安心して相談できるというふうな感じが受け取られました。

こういうことをぜひ、もっともっと広く進めていけば、また受診率の向上にもつながるのかなというふうにも思っておりますので、そういうことの方面の力沿いも今後ともしてまいりたいというふうに考えております。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） 状況のほうは理解いたしました。

先ほど、健康づくり対策会議等ということもありましたので、そういったところの中で時間をとっていただき、検討していただきたいと思っております。

また、来年、室蘭市の条例が制定されると思いますので、ぜひ文言も参考にされて、検討して洞爺湖町、あるいは隣の各自治体の市町村が独自にやるのも当然なのですが、やはりそういった理念条例を含めまして、面としてこの西胆振ががん対策の条例を一生懸命やっている先進地だよと、そういったところの中で取り組んでいただきたいと思っております。一層の努力をお願いするところでございます。

続きまして、公共施設の管理のあり方についてお伺いしてまいります。2番目のほうでございます。

最近、自治体運営、あるいは経営に関する新聞記事、また自治体議員の研修会等でも公共施設、マネジメントという言葉が大変、にぎわっているところです。恐らく町職員の方も市町村の自治体職員もいろいろな公共施設マネジメントということで研修がありますよということで総務省、あるいはその関連のところからご案内が来ているところだと思っておりますが、教科書的に言いますなら、公共施設マネジメントというのは地方自治体が保有して、または借り上げている公共施設の自治体経営の視点から捉えて企画管理及び利活用する仕組みだと書かれ

ております。

その背景には、公共施設の老朽化が進み、税収減に加えて扶助費の増大が見込まれる中、更新、修繕費用の確保が懸念され、少子高齢化による人口構成の変化、また施設機能の変化への対応や災害時の避難場所の再検討といった課題も顕在化しているところでございます。

社会環境の変化や地域特性に応じた適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立するために、保有する公共施設を総合的に把握して、財政運営と連動させながら管理、活用する仕組みと、こういう形で教科書、あるいは講座のほうを読んでいくとそういう形になっておりますので、一応、きょうはそういう公共施設マネジメントの共通認識ということで読み上げさせていただきました。

この中で、やはり公共施設の管理、公共施設マネジメントというのは導入するということは喫緊の急務だと私自身は考えております。その点から、この公共施設マネジメントを洞爺湖町においてもまちづくり総合計画というのはございますが、その実施計画に折り込ませながら推進してほしいと思い、今回、取り上げた次第でございます。

さて、先般、洞爺湖町の将来の人口推計ということでいろいろ新聞記事を、全国的に将来の人口推計について発表等ありましたけれども、当町におきまして8月末現在で9,590人と、5,101世帯でございます。国立社会保障人口問題研究所からの資料を引っ張ってきますと、26年後の2040年、平成52年、推計で5,345人、総人口は46.9%減少するところでございます。

また、65歳以上の高齢化率というのは52.5%になると推計されているのですが、少子高齢化も一層進展することは予想される中で、人口1人当たりの公共施設の床面積の増加とあわせて、それと同じく公共施設を維持するための負担が増加するということが、ある面では意味していると思うのですが、そこで今後の人口減少による公共施設等の利用需用の変化を踏まえて、公共施設全体の状況をどのように分析しているかお伺いいたします。

議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） 人口減少による公共施設等の利用需用の変化を踏まえ、公共施設全体の状況をどのように分析しているかのご質問でございます。

まず、一つ目でございますけれども、公共施設の老朽化による改修や建てかえの必要性、二つ目といたしましては公共施設の耐震化など、安全対策の必要性、三つ目といたしましては少子高齢化や人口減少などによる利用の減少に伴う施設の統廃合の検討など、公共施設全体のあり方について検討し、計画的な整備や配置をしていかなければならないものと考えております。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） わかりました。

その中で、課長の今の答弁、まさしくそのとおりだと思うのですが、それとことし4月に総務大臣のほうから公共施設等総合管理の計画の策定要請がありました。これは新聞紙上、たしか4月22日か何かだったと思うのですが、策定要請がありまして、その中に支援策といたしまして計画策定に要する経費について、平成26年度、本年度から3年間にわたり特別交

付税措置、措置率2分の1ですか、50%ということで明示されて、その中で総合管理計画策定を粛々と進めてほしいという総務省のメッセージがあると思うのですが、そういった中で考えていく中で答弁のほうでは公共施設の老朽化による改修や建てかえの必要性ですとか、あるいは安全対策、そしてまた施設の統廃合の検討ということで、非常に前向きに考えているところがあると思うのですが、一方でそれはこのたびの総務省からの策定に対するものだと思うのですが、それと同時に人口減少、あるいは高齢化と同時に、その別な面から財政状況の見通しからやはり公共施設の管理のあり方についても考えていかなければいけないと思うのですが、その中で過去5年間の歳出合計に占める公共施設関連支出、普通建設費事業費と維持補修費の合計と義務的経費、人件費、扶助費、公債費の合計についてお伺いしていきたいと思うのですが、その中で全部言ってしまうとかなり時間かかってしまうので、平成21年度からの公共施設関連支出の金額と歳出決算額に対する割合、パーセント、これをまず答弁いただきたいと思うのですが、それとあわせて義務的経費の歳出決算額に対する割合、この2点について、パーセントで結構なのですが、課長のほうから答弁をお願いいたします。

議長（千葉 薫君） 伊藤税務財政課長。

税務財政課長（伊藤里志君） それでは、地方財政状況調査によります、性質別決算額においてご答弁させていただきます。

21年度から25年度までの公共施設等関連支出でございますが、21年度、7億300万、9.7%、22年度、4億1,500万、5.5%、23年度、4億5,700万、6.3%、24年度、3億2,800万、4.7%、25年度、7億5,300万、10.3%でございます。

義務的経費でございますが、21年度、37億2,900万、51.4%、22年度、40億8,800万、54.2%、23年度、35億3,500万、48.6%、24年度、33億5,600万、48.2%、25年度、33億1,500万、45.3%でございます。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） 今、課長のほうから21年度、公共施設のほうは9.7%、平成22年度のほうは5.5%、公共施設関連支出ですが、23年6.3、24年4.7、25年10.3ということで、過去5年間の一般会計の歳出総額から、公共施設の整備などに使えるお金、いわゆる投資的経費ですが、これを見ると平均7.3%ということで、歳出総額のやはり10%切ってきているという形で、将来的にも人口の減少や高齢化の進展に伴って、やはり町税も減少することが見込まれる中で、一方で社会保障費が増大すると、今まで以上に財政の硬直化が予想される場所だと思います。

また、積立金のほう、積立貯金、いわゆる財政調整基金の残高等で見ると、早期健全化団体を11年度に脱却した後も、町長のご尽力もかなり、リーダーシップもあると思うのですが、新規事業の抑制を続けたいろいろな中で、貯金3カ年で見ますと10億円台を推移しているという状況でございます。

そういった点で、人口減少と少子高齢化により、さらに今後、ますます町税収の減収と社会保障の増加が見込まれていく中で、やはり公共施設の適切な管理、回収というのは非常に

不透明、難しいのかなと思っております。

今後、そういった流れの中で施設の選択と集中というのが当然、行われていくべきなのかなと考えております。

そういった面で、具体的にですけれども、社会施設ですとか図書館、体育館、学校、保育園、保健センター等、保健施設と庁舎において床面積で結構なのですが、行政で把握しているデータがあれば、各施設の合計の床面積で結構ですので、一つ一つの形でなくて結構です。例えば、集会施設だったら戸数が幾つあって、トータルどのくらいだということをお知らせできれば答弁をお願いします。

議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） 公共施設の戸数と床面積のご質問でございます。

財産台帳というのが整備しておりますけれども、その中身でお答えさせていただきます。

まず、集会施設でございますけれども、24施設ございまして、合計床面積が5,750平米となっております。

図書館でございますけれども、これが1カ所315平米、体育館につきましては2カ所ございまして、2,484平米、学校でございます、小学校、中学校、高校、全部含めまして7カ所でございます。体育館と校舎でございますけれども、合計で2万6,748平米となっております。

保育所につきましては、町内に4カ所ございまして、合計で1,724平米、健康福祉センター、ふれあいセンターでございますけれども、これが2カ所ございまして、2,944平米、本庁舎でございますけれども、これにつきましては4,463平米となっております。合計で41施設、4万4,428平米となっております。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） 今、課長のほうから把握している公共施設の床面積ですね、この段階ではもっと細かいのもあるのでしょうかけれども、今の現状の段階では41施設ということで4万4,428平方メートルと、今の8月末の現在の人口が9,590人ということですから、資料を先にもらっておりますので、計算すると4.6平方メートルという形になります。

これというのは、平成21年度の人口1人当たりの公共施設の延べ床面積の比較調査があります。これはインターネットからも引っ張ってこれるのですが、その中でちょうど東洋大学のPPP研究センターというところが、全国の981市町村平均を公開しております。

これで見ると平均3.42平方メートルという形になります。そうすると、洞爺湖町の現時点で把握している施設で既に4.6平方メートルということですから、人口当たりでいきますと、やはりこの数十年間で施設管理というのは、施設はやはり増加して、それを支える人口は減少しているのかなというのはあります。

ちなみに、この東洋大学のデータの北海道内の人口10万人以上の自治体の延べ床の1人当たりで見ますと、札幌市が全部で2.97平方メートルです、1人当たり。旭川市で3.24平方

メートル、胆振管内の苫小牧市で2.90という形になっております。

そういった点で、あと道東のほうですが、釧路市で6.17ということで、釧路市は非常にこの公共施設マネジメントの取り組みというのは熱心なのですが、その理由というのがやはり1人当たりの面積6.17ということで、背に腹変えられない形で突き進んでいるのかなということがあります。

そういった中で、事前に資料をいただいている中でみますと、集会施設の築年数が30年以上が11世帯という形で、昭和40年代後半から50年代にかけてさまざまな公共施設を集中的に整備してきたということがわかると思うのですが、そういった点でこれから次々と改修とか、更新時期を迎えることになると思いますが、人口動向とか公共施設の老朽化や人口当たりの延べ面積から洞爺湖町の公共施設の課題というのが浮かんでくると思うのですが、その点についてどう考えますか。

議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） 今のご質問でございますけれども、現在の人口当たりの延べ面積から洞爺湖町の公共施設の課題でございますけれども、当町につきましては平成18年に合併して8年が経過しておりますけれども、合併当時の人口が1万1,221人で現在9,590人で、約1,600人が減少しております。

さらに、11年後の平成37年には現在より2,000人が減少するという推計がなされております。

公共施設につきましては、修繕や改築を行ってきておりますが、築40年以上が経過している公共施設では4カ所の集会場や清水の公営住宅や学校施設などがございます。それで、合併後に廃止や新築を行った公共施設はほとんどございませんけれども、合併前の公共施設をそのまま新町に引き継いでいる状況でございます。

厳しい財政状況の中、今後の人口減少や施設の老朽化などの状況を踏まえ、公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化など計画的に行っていかなければならないと考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 質疑の途中ですけれども、間もなく12時になりますので、ここで一端、質問を切りたいと思います。

残りの質疑は休憩後、1時に再開しますのでお願いしたいと思います。

それでは、ここで休憩に入ります。再開を1時とします。

（午前 11時 58分）

議長（千葉 薫君） 再開をいたします。

（午後 1時 00分）

議長（千葉 薫君） 午前に引き続き、下道議員の一般質問を続けます。

件名は、2件目の公共施設の管理のあり方についてからについてです。よろしくお願いい

たします。

それでは、9番、下道議員。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） 昼食を挟んでの後ということで、非常に身も心も体も一休みしたいというところ、これはもう人間の生理現象なのですからけれども、そのところひとつ我慢しながら発言、答弁の予定のない方は我慢していただいて、議論を進めていきたいと思えます。

今、課長のほうから洞爺湖町の公共施設の課題について説明ありましたけれども、そこでちょっと2番目の質問になるのですけれども、保有施設の更新費用の基本的な考え方と耐用年数及び更新時期についての課題等、見解があればお伺いしたいと思います。

議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） 更新費用の推計の考え方でございますけれども、この公共施設等総合管理計画におきまして、公有財産台帳の整備を図り、それに基づいたシミュレーションにより更新費用を積算することとなっております。

このシミュレーションにつきましては、総務省で公表しておりますけれども、一般財団法人地域総合整備財団、これは通称ふるさと財団と言われておりますけれども、そこで無償で提供されております更新費用、ソフトがございまして、それを活用しまして費用の推計を行うことと考えております。

また、耐用年数及び更新の時期の関係でございますけれども、施設の種類や構造、例えば木造であれば30年、耐火であれば70年、準耐火であれば45年という耐用年数がございまして、その耐用年数の違いに伴いまして、機械的に計算はできないものであると考えております。

また、更新時期につきましても、施設の延命工事などの有無により、実際の数字と乖離することが考えられておりますので、実際のものを把握をしなければならぬと考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） 今、課長のほうから説明があったように更新費用、耐用年数ということで、耐用年数及び更新時期についての課題というのはわかったのですが、その中で更新費用の推計の考えなのですからけれども、やはり公共マネジメントを進めていく上で、一番大事なのはまずデータ把握、特に財政データで資産状況を確認していくということで、固定資産台帳、いわゆる公有財産台帳ですか、こういった整備を図ることが不可欠だと思うのですが、関連で当町においては財務書類作成基準を基準モデル財務諸表でしていると思うのですが、今後、地方公会計の総務省改訂モデルですか、この形の新たな財務諸表の作成で、固定資産台帳の整備を今後行っていくということなのでしょうか。

議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） 固定資産台帳の関係でございますけれども、財政計画と連携を図る上で複式簿記の導入と固定資産税台帳の整備は必要不可欠な要素となっております。

このため、総務省で地方公会計の整備について、新たな税務書類の作成基準というものを
出されておりまして、その中で固定資産台帳整備の指針などを取りまとめ、その後
に詳細な取り扱いを定めたマニュアルの策定などを進めた上で、新たな基準による
財務諸表を作成することとしております。

当町も固定資産台帳の整備を図っていくことと考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） わかりました。3番目の質問に入りたいと思います。

町民文化社会教育系施設の利用状況と1人当たりの年間コストや稼働率をどう積算して、
利用料金の改定の有無が必要かどうか見解を伺うという質問でございますが、
お願いいたします。

議長（千葉 薫君） 永井社会教育課長。

社会教育課長（永井宗雄君） 社会教育施設を利用した際の使用料につきましては、平成22
年度に使用料の改定がありまして、その用途に応じまして使用料の納付をいただいでいると
ころでございます。

利用状況等につきましては、平成25年度に一部施設の耐震化を行ったところでありますの
で、平成24年度実績をもとに主な社会教育施設の利用状況で申し上げますと、母と子の館が
年間使用料21万1,450円で8,444名の利用をいただき、年間の利用可能日に対する稼働率につ
きましては99.4%で、14団体が定期利用を行っております。

また、虹田ふれあいセンターにおきましては、年間使用料が58万9,380円で、1万6,597名
の利用をいただきました。年間の利用可能日に対する稼働率につきましては90.5%で、12団
体が定期利用を行っている状況でございます。

なお、利用者一人当たりの町負担額につきましては、22年度の改定時点と寄附者人数、あ
るいは施設の管理運営費をもとに24年度の実績数値を比較しますと、母と子の館については
22年度921円から、24年度につきましては547円で374円の減、虹田ふれあいセンターにつ
きましては22年度417円から24年度が298円で119円の減となっております。

施設の利用に伴いまして、定期的利用団体などに対します軽減の規定も定めたと
ころでございますので、各種団体活動の支援促進につながりまして、施設利用率の向上にお
いても一定の成果を上げているところでございます。

今後の社会教育施設におけます使用料の改定等におきましては、数年の経過がされて
いるところでもございますので、関係部署を交えて検討等について図ってまいりたいと考
えております。

以上です。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） この質問させていただいたのは、いわゆる利用する町民の視点から
見れば行政というか、役場の財産でなくて施設ですけれども、町民の税金が使われている、
いわゆる町民財産という町民の利用形態から施設を考えるべきだということで質問させて
いた

だいたいのですが、特に今、母と子の何かは年間稼働率、今、工事入っていますが99.4%、またふれあいセンターに至っても90.5%ということで、非常に高い稼働率をつくっていると思いますけれども、稼働率を上げていると思いますが、本来、公共施設といえばそこに、さらに集会施設ですとか、その稼働率、利用率も含めながら公共施設、利用状況というのをしっかりと把握していくことが必要なのかなと思います。

また、言葉をかえていけば町民財産、その一方で行政財産という言葉がありますけれども、行政財産ということでいけば、公共施設を使わせてあげるとか、あるいは利用を承認してあげるといふ、ちょっと若干、上から目線というところがあると思うのですが、そういった中で町民財産の観点から見れば、やはり公共施設に対しては柔軟な利用を促すことができるのではないかなと思っております。

そういった面では、行政財産なのか、町民財産なのかという、そもそも論の意見を集約をしながら、やはりその公共施設に対する利活用というのを考えていかなければいけないと思います。

ハードウェアとしての施設への注目ですとか、管理運営、言葉をかえればサービス提供へり注目、効率、効果的な管理方式、収益手法をやはり導き出す可能性があるのかなと思っております。

今回、観光施設等の利活用検討委員会を設置しておりますけれども、全体的な今までの話の流れの中で公共施設のあり方と今回の委員会の立ち位置というのですが、そういったところを課長のほうから答弁いただきたいと思います。

議長（千葉 薫君） 澤登観光振興課長。

観光振興課長（澤登勝義君） 観光施設と利活用委員会に対するご質問でございますけれども、ご存じのとおり公共施設につきましては教育、文化、福祉、観光、それから消防ですとか、防災など、それぞれの機能を有する施設というものが町内に存在しております。

その中で、洞爺湖町観光施設等利活用委員会の設置においては、現有施設の観光に関する利活用をどのように進めていくのか、推進していくのかということで、施設の基本的な方向性に関する事、施設の活性化に関する事、その他ということで、以上の事柄について検討をいただくということとして設置をすることとなっております。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） 大体、今の設置の方針というのはわかりました。

この中で対象施設、特に一つ取り上げて、今、お話させていただいた行政財産、あるいは町民財産という定義の中で、町民の目線から使っていくのだよ、町民の財産なのだよというところから観点でいくと、一つの事例でお話ししたほうがわかりやすいと思うのですが、洞爺湖ビジターセンター火山科学館について、一つの具体例としてお伺いしてまいりたいと思います。

昨年、世界ジオパークに再認定された洞爺湖有珠山ジオパークにおきまして、環境省管理の洞爺湖ビジターセンターと町管理の火山科学館あるわけですが、これはいわゆるジオパー

クの中ではランドマーク的な施設です。ジオパークについては、あす3番議員のほうから質問がありますので、その点についてはお話しいたしません。施設についてですけれども、この施設の利用の状況が非常に今、お話しした行政財産と町民財産のお話からいくと、かなりちょっと違和感があるところがありまして、そういった点でまちづくりのビジョンを通してこの施設のことについて、もう少しお聞きしていきたいなと思って取り上げました。

最初にこの施設を運営している洞爺湖ビジターセンター等利用協議会というのがあるようなのですが、どのような形態か協議会についてお答えいただきたいと思います。

議長（千葉 薫君） 木村火山科学館長。

火山科学館長（木村 修君） 洞爺湖ビジターセンター等利用協議会に関する質問でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

この協議会につきましては、環境省の施設であります洞爺湖ビジターセンター火山科学館と洞爺の財田自然体験ハウスの両施設の管理運営を行うために設立された組織であります。

環境省と洞爺湖町との間で管理運営に関する協定を締結いたしまして、さらに洞爺湖町が協議会から管理運営を任されているということになってございます。

洞爺湖ビジターセンター火山科学館と洞爺財田ハウスの管理運営にかかわる事項について、各関係機関等が相互の連絡調整を行うとともに、洞爺湖周辺を中心とした自然環境の情報収集及び発信並びに自然ふれあい体験活動にかかる事業を行うことを目的としておりまして、環境省、洞爺湖町、観光協会や商工会など諸団体、関係機関、団体等から推薦のあった委員で構成されておりまして、平成20年4月に設立されております。

それまで、20年4月に設立されておりますけれども、それまでは洞爺湖ビジターセンター火山科学館と洞爺自然体験ハウス、それぞれ別々で運営されていたものを一本化して、管理運営することとなりました。

協議会の事業といたしまして、規約において両施設の管理運営に関する事項と自然体験指導員の活動、発展及び指導の調整に関する事とか自然情報の収集、提供に関する事項、自然ふれあい活動の促進、啓蒙普及、地域活動と連帯交流、洞爺湖有珠山ジオパークに関する事項等々、七つの事業について実施することとなっております。

定義でございます。協議会の定義につきましては、洞爺湖ビジターセンター火山科学館と洞爺財田自然体験ハウスの両施設を一括として行っております。洞爺湖ビジターセンター火山科学館につきましては、環境省の施設でありますけれども、中の展示施設につきましては町が実施しております。

火山科学館の部分についての入館につきましては、協力金をいただいております。その協力金を主な財源としてビジターセンターと火山科学館の運営を行っております。洞爺自然財田自然ハウスにつきましては、環境省と町の負担金が主な財源となっております。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） 今、館長のほうからお話がありましたけれども、協議会の仕事という

のは確認しますと、自然情報の収集ですとか、提供に関する事項、自然ふれあい活動の促進、普及啓発に関する事項、地域活動との連携、交流に関する事項という形で規約には書いてあるのですが、洞爺湖温泉街に位置するため、他のビジターセンターのように自然目的ではなくて、観光目的のお客様の来館が多いというのは承知しておりますが、その中で私のところにビジターセンターの現状として複数の方からいろいろな連絡をいただいております。メールでもいただいたり、何度かいろいろな方から直接いただいているのですが、その中で職員のはっきり言って対応が非常に悪いという形があります。

例えば、ここを出てくるところでいくと、火山科学館に入らないのでビジターセンターのみの利用者への接客態度の悪さが3通も4通も来ております。ポケットに手を入れて接客したり、受け付けでネットニュースを見ていたり、お客様の目の前で携帯電話で通話したり、お客様をせかせるなど、トイレのみの利用を断ろうとしていると、そういった状況が出ております。

実際、私も昨年、火山マイスターというのを個人的に取りまして、修学旅行生をご案内していった中でも、実際に火山科学館に入らないでビジターセンターのほうのトイレを利用したときに、本当に目の当たりにしたのが現状でございます。

こういったことというのは、少なくともジオパーク、ビジターセンターというのは本当、洞爺湖町の中で中心的な存在だと思うのです。そういった点で、館長の場合はまだかわったばかりですから非常にどう判断されているかわからないのですが、恐らくこういう話というのは聞いていると思うのです。

そういった点で、今後のこの施設の運営ということは、やはりきちんとやっていかなければいけないと思うのです。そこら辺のところの改善する考えていうのをちょっとお聞きしたいのですけれども。

議長（千葉 薫君） 木村火山科学館長。

火山科学館長（木村 修君） そのような声があるということは、この施設を預かっている者として非常に残念なことと感ずます。

反省すべきは反省し、今後、町民や観光客のより親しまれる施設として、そういう施設になるように努力してまいりたいと、また職員についても教育してまいりたいと思います。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） ビジターセンターに関していけば、もっともっと今、館長からお話があったように、協議会の規約の中では地域のそういった団体の方との交流を積極的にするというのが今、逆に阻害しているというか、もう火山科学館だけ入ればいいよと、ビジターセンターの右側のほうは我関せずと、こういったことでは本当、寂しい限りであって、一つの案なのですけれども、例えば観光振興課が今、洞爺湖温泉の支所のほうで最前線で行っているわけですから、ジオパーク推進課にしても、これも最前線で、極端に言えばビジターセンター、火山科学館ところにオフィスを構えて、やはりジオパークですとか、今週末、日本ジオパーク大会ありますけれども、そういった形でやはり現場を見ながらやはりその施設運営、

管理をしていくということが非常に大事だと思うのです。

そういった点で、今回のこの協議会の会長は真屋町長だと思うのですけれども、やはりこういったビジターセンターの使い方、環境省との関係もありますけれども、もっともっとビジターセンター、火山科学館って利活用できると思うのですけれども、そこら辺のところでは協議会の会長という立場もありますが、そこら辺のところの町長の見解をお聞きしたいのですが。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） この施設につきましては、平成20年に協議会を立ち上げまして、当然、環境省さん、そして洞爺湖町、それと関係する団体が入っているわけでございますけれども、当初からそこに配置する職員については協議会が一応、任命する職員を配置すると、そして町のほうから何とか火山科学館も入っていることから、町の管理をする職員を1名配置させてほしいという中で、ただいま運営をさせていただいているところでございまして、そこに今、違う所管課のところが入ってくるということになりますと、環境省さんのほうとまた一から協議をしていかなければならないという点がございまして、なかなか難しい問題がございます。

ただ、そこにいる職員等々につきましては、会長、私が承っておりますので、先ほど担当の館長のほうからもお話がありましたけれども、いわゆる私どものほうとしては、あくまでもサービス業といいましょうか、そういう観点に立って利用する方が気持ちよく利用していただける、そういうふうな環境づくりをやはりしていかなければならないというような考えております。

そういう面で今、できることをとにかくしっかり対応していくと、あわせて環境省のほうとも協議を進めてまいりたいというふうに思いますが、なかなかこれについてはハードルが高くて、今すぐに答えが出るものでは恐らくないなというふうに思いますが、何とかいい方向に持っていけるように話し合いを進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） 今、町長の答弁で理解いたしました。

ぜひ、施設の運営の形態のほう、その運用形式のほうは別といたしましても、現状の接客ですとか、そういったところで気持ちよく利用できるような形で改善していただきたいと思っております。

特に今週は日本ジオパーク全国大会が長野県であります、日本ジオパーク認定のトップランナーの町として改善してほしいと思っております。

ちょっと若干、個別のミクロの話題から、もう一度マクロの話題に戻していきたいと思っておりますが、4番目の質問でございます。時間も押しておりますので、高齢化を迎えて施設の拡充を計画したり、休止、廃止を予定している公共施設はあるのかという形でお伺いいたします。

議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） ただいまのご質問でございますけれども、高齢化により公共施設を拡充や休止、廃止を予定している施設については、現時点では考えてはございません。

ただ、施設の安全性、必要性や利用の実態、さらには人口の推移など、公共施設等総合管理計画の中で十分に検討を行っていきたいと考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） わかりました。

それと、公共施設の最適な配置を実現して、将来の財政負担を軽減、平準化するという全体計画ですね、このことに関しては今までの議論を通してどのように見解を持っているかお聞きします。

議長（千葉 薫君） 毛利総務課長。

総務課長（毛利敏夫君） 現在、持続可能な財政運営の確率に向けまして、まちづくり総合計画におきまして財政計画を立てておりますが、それをもちまして30年先、50年先の長期スパンでの財政負担に対する財源が確保できるとは言えません。

このことから、町の発展に必要な事業を今後も推進していくためにも公共施設等の更新のあり方につきまして、大規模改修や更新、さらには統廃合など、町全体でも公共施設マネジメントを行う公共施設等総合管理計画を策定いたしまして、その計画に沿った公共施設の配置や管理を行うことにより、財政負担の軽減、平準化がなされるものだと考えているところでございます。

また、この公共施設等総合管理計画は、将来のまちづくりを見据えた計画としなければならないために、第2期のまちづくり総合計画への位置づけを行っていかねばならないものと考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） 最後にですけれども、冒頭に総務省から計画の策定に伴う要請が出ているわけですけれども、自治体に対しては当然、要請という形になりますが、事実上やってくれという言葉が文脈があるかと思うのですが、その中で総務省からの計画の策定に伴う当町としての対応についてどう対応していくのか、最後にお聞きいたします。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 私どもの町は今まで行財政改革審議会、あるいはまちづくり審議会、私は就任してからこの二つの審議会、非常に重要視をしてまいってきたところでございます。

そして、今回、総務省が提唱しております公共施設等総合管理計画、これも28年度までに計画を策定してほしいというふうな総務省のほうからの通達もあります。

これら勘案いたしまして、できるだけ早い時期にこの公共施設と総合管理計画、これを策定し、そしてなおかつ行財政改革審議会、さらにはまちづくり審議会のほうとも相対しながら、何とかまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

議長（千葉 薫君） 下道議員。

9番（下道英明君） 今、町長から力強い発言がありました。

財政措置のある平成28年度までに策定していきたいという考えですから、人口減少等を踏まえた段階的なマネジメント、まちづくりと連動したマネジメントの観点から策定作業に努力してほしいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（千葉 薫君） これで、9番、下道議員の質問を終わります。

次に、8番、岡崎議員の質問を許します。

8番、岡崎議員。

8番（岡崎 訓君） 本日は、2点質問いたしたいと思います。それでは、早速ですけれども質問に入ります。

それでは、まず1点目として通学路の交通安全の対策について伺いたいと思います。

通告では、町内とあるのは虻田地区ということで、ひとつ捉えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それで、現在、秋の交通安全週間の運動が実施されているところでございます。そういう中ではございますけれども、近年、各地の通学路においての事故、特に児童の登下校に際しての車にはねられ、また大けがをしたり、命を落とすという事故に巻き込まれるという痛ましい事故が相次いで報道されているところでございます。

そういうところで、改めてこの虻田地区、この地区の安全対策をまず伺いたいと思います。議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

総務部長（遠藤秀男君） 近年、当町では通学途中の事故というのではないと思っておりますけれども、残念ながら一昨年になりますけれども、通学途中ではございましたが24年8月、当時小学校6年生の児童が自動車にはねられました死亡するという、非常に痛ましい事故がございました。

残念ながら、この箇所につきましてはその後さまざまな安全対策を実施してございますが、まだ信号機付き横断歩道の要望については実現には至っていないという状況でございます。

そういう中で、現在、町が行っております交通安全対策、特に通学路におけるということでございますけれども、交通安全対策につきましては大きく二つに区分されるかなと思っております。

まず、1点目につきましては、各学校での取り組みという状況でございます。各学校におきましては、危険箇所の点検というのを先生たちが実施していただいております。また、二つ目には街頭指導、三つ目には交通安全教室、四つ目には集団の下校訓練というものを実施していただいております。

最初の危険箇所の点検等から、多くの学校では校区内の交通安全マップの作成をして、児童生徒を通して家庭にも配付されているというふうに聞いてございます。中でも、虻田小学校作成のマップにつきましては、洞爺湖町のホームページにもアップしてございます。今後、このマップにつきましても全校に広めて、ホームページにもアップしたいなというふうに考えているところでございます。

町としての取り組みでございます。一つは婦人交通指導員の配置というのがございます。現在、虻田小学校区に2名を配置しているところでございます。洞爺地区、それから洞爺湖温泉地区には、以前は配置しておりましたが、児童数減少や通学バスの運行から現在は配置していない状況でございます。

二つ目に、交通安全街頭指導というのがございます。毎年、春の交通安全運動にあわせまして、町内の主要交差点で自治会、各種団等、町職員等の協力をいただきまして実施しているところでございます。

三つ目、交通安全旗、交通安全の旗ですね。これを設置してございます。通学路には厳冬ということではございませんが、市街地につきましては各自治会、地区の交通安全協会等をお願いして配置してもらっております。町としまして、今年度、この交通安全旗を新たなデザインで作成し直してございます。近隣市町村との境界付近にも設置しておりますし、今、自治会等をお願いして、それを新しいものにかえていただいているところでございます。

また、四つ目としまして、北海道公安委員会の要望というのがございます。洞爺湖温泉地区での横断歩道、それから洞爺中学校の湖側の道道、T字路交差点の横断歩道等、今、10カ所ほど公安委員会のほうに要望しているところでございます。

先日も、ことし伊達警察署の交通課長から新たに赴任されましたので、確認の意味を踏まえまして伊達警察署の交通課長ともその辺を協議しているところでございます。

五つ目に庁舎内の交通安全プロジェクトチームというのがございます。町内の危険箇所について関係各課が現地確認の上検討し、看板設置路線等、それから北海道等への要望路線、改良計画路線との三つに区分しまして、順次実施しているところでございます。

平成25年度につきましては、旭町高砂線の改良を行っておりますし、今年度、来年度にかけましては洞爺2号線の改良を行う予定となっているところでございます。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 岡崎議員。

8番（岡崎 訓君） いろいろ、本当に大変、取り組んでいただいているところでございます。

交通指導員、または婦人指導員の方初め、安協、自治会の皆さんと、この交通安全に関係して日夜ご尽力いただいている皆さんに、この場をかりて敬意を表する次第でございます。

そういう中ではございますけれども、次に洞爺地区の通学路の今、お話がありましたように、この2号線と10号線の交差点についてちょっと、これも児童が登下校するところでございますけれども、ここの交差点の10号線のほうに一時停止の標識が設置はされておりますけれども、どうもいまいち、この標識がドライバーに、いつもそこを通っているドライバーはわかるのですけれども、初めての方というか、不なれな人はなかなかその看板を見落とすということで、車同士で事故直前にという危険な状況があったというようなこともありますし、また、児童がそこを毎日登下校するということで、地域の皆さんから危険の場所だということで、そういう声が上がっているというのが現実でございます。

この交差点については、以前にもちょっと話をしたことがありますけれども、一つ、私が申し上げたいのは、よく路面に表示シートというのですか、白線で書く、そういうところもあるのですけれども、もうちょっと表示をわかりやすい、そういう方法というか、そういう対策があれば伺いたいなと思っておりますけれども。

議長（千葉 薫君） 遠藤総務部長。

総務部長（遠藤秀男君） ご指摘の箇所につきましては、洞爺ふれ愛センター、それから洞爺歯科診療所、とうや小学校グラウンドに囲まれた交差点ということでご理解してよろしいかなと思っております。

この交差点につきましては、今、議員言われましたように湖に向かって横通りが一時停止という状況になってございます。この一時停止につきましては、昭和54年に北海道公安が設置したというふうに聞いてございます。

私もしょっちゅう洞爺のほうに行っておりますけれども、この間も現場確認をさせていただきました。そんなに長い時間いたわけではないですが、ちょっと短いということもあったのか、そんなに走行車両も多くないというのが現状だと思っております。

その中で見ておりまして一時停止していない車というのも、実は確認できませんでした。通りとしましては、非常に見通しは悪くない通りだなと思っております。走行車両のほとんども地元の方ということで、この一時停止については十分認識しているのかなと思っております。大きな事故の発生もないというふうに聞いているところでございます。

ただ、確かに町外の方とか、観光客の方が来たときにはちょっと戸惑う部分もあるのかなというふうには思っております。

そういう中で、とうや小学校グラウンド横の縦通り、洞爺2号線のほうにつきましては、今年度から2カ年の工事で改良を進めるという状況になってございます。

一時停止の看板でございますが、この一時停止の標識については、私は確認した中では十分、認識は高いほうの位置にあるのかなという感じは持っております。

当然に運転手さんの方のルール順守の意識というのでしょうか、こういう問題が大きいのかなとは思っておりますけれども、補助的な看板とか、今おっしゃられました路面標示とか、こういうものにつきましては私自身、今、現時点ではそこまでの必要性があるのかなとちょっと判断はつかないところでございますけれども、もう少し様子を見させていただきながら進めていきたいなと思っております。

それから、ちょうどあそこのふれ愛センター側の角にカーブミラーが設置されております。このカーブミラーは非常に古くなっておりまして、破損等もありますので、これにつきましては早急に更新したいと思っております。

議長（千葉 薫君） 岡崎議員。

8番（岡崎 訓君） ただいまお話をしましたように、この2号線が2年間にわたって歩道の整備ということで、そういうこともあわせて交差点も大分見通しがいい、安全が確認できるような場所になるのかなと思っておりますので、そういうことを進めながら、地域

の人には安全の声をかけて、またそういう子供たちを見守っていければというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

そういうことで、次、通告にはしておりませんが、先ほどからお話ありますように、この通学路につながる町道をここの中央線や路側の白線なども見づらくなったり、ちょっと消えているというか、そういうような状況になっています。

そういうことで、子供たちは通るときにやはり路側の白線など特にそこを見守りながら子供たちも通るといふ、そういうことでこれからも白線について更新をひとつ実施していただけるかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

議長（千葉 薫君） 森経済部長。

経済部長（森 寿浩君） ことしいろいろ中央線の関係、センターライン、これが消えているところが結構ありまして、全町的にある程度やらせていただきました。外側線はやっていません、外側の線ですね。

洞爺のほうからもそういった外側の線を引いてほしいという要望、別にもありますので、来年に向けて少し検討させていただきたいというふうに思います。

議長（千葉 薫君） 岡崎議員。

8番（岡崎 訓君） そういうことでひとつ、安全面、通学路以外にもそういう対策を講じていただければありがたいと思います。

それでは、次は二つ目に入りたいと思います。これは市街地の活性化ということで伺いたいと思いますけれども、地域の資源の利活用を図りながら、市街地の活性化にひとつつながっていただきたいなと思ひまして伺いたいと思います。

この洞爺湖には自然、温泉など、すばらしい観光の資源が多々ありますけれども、十分にそれが生かされてはいないのかなというものもございします。

そういう中で、洞爺地区の市街地の一画に樹齢140年たっているだろうと言われている地域の人からは長く親しまれている栄藤と地元では言われている藤の古木がございします。この藤の木は大体大人2人が輪になるぐらいの大きさだということで、これは全道的にも珍しく、専門家の中では非常にこの藤の木を大事にしてはというような、そういう診断の声もございします。

そこで、この藤の木を住民の交流の場、また観光化とする上で柵の補修の拡大、または回路の整備を図り、これを市街地の活性化につなげる、そういう考えをひとつ伺いたいなと思ひますけれども、いかがでしょうか。

議長（千葉 薫君） 藤川庶務課長。

庶務課長（藤川栄治君） ご質問の藤の木につきましては、ご指摘のとおり住民には十分親しまれておりまして、当初は洞爺地区の老人クラブの方々が管理していただいております、藤祭りも開催されていたということもございましたけれども、最近は老人クラブの方々の手を離れまして役場で剪定等管理を行っているところでございします。

ご質問の藤柵の拡大と回廊の整備ということでございしますけれども、ことしに入りまして

藤の木が少し枯れてきているというような指摘がございまして、造園業者のほうにも確認していただきましたけれども、根の部分が地上に露出してきておりまして、外気に触れ根が乾燥するなどによって養分の吸収がしづらくなっているというようなことございまして、役場としても根の部分に客土を行ったところでございます。

現在、藤棚の立ち入りにつきましては、根を傷める等のことがございまして、注意看板等により規制を行っておりますけれども、藤棚を大きくすることにつきましては、現状では長さ24メートル、幅6メートルとかなりの大きさがありまして、スペース的にも現状ではこれ以上大きくするのは難しいなと考えているところでございます。

また、回路の整備につきましては、根を傷めないような配慮をするような検討が必要だと考えております。まずは、老木となってきたております藤の木の適正な管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

今後、洞爺地区の銘木といたしまして老三樹、それから水の駅のところにありますポプラの木とあわせまして、まちづくり観光協会とも連携した中で地域の観光資源としての活用を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（千葉 薫君） 岡崎議員。

8番（岡崎 訓君） まず、いろいろな手入れ、管理、その辺を大事にさせていただきまして、そういう中で今後、そういう拡大なり、回廊なり整備を図って、洞爺湖の一つの観光スポットにもできるのではないかと、専門の人たちにも話を伺っているところでございます。

そういうことでひとつ管理、まず第一によろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、洞爺地区の温泉スタンドについて伺ひます。

この温泉スタンドは、できた当初はかなり地元以外の人たちも温泉をくんでいただきまして、かなり利用があったかなというように思っております。そういう中で、本当に貴重な資源だと思っておりますし、観光の資源にもなりますし、また地域の財産にもなっているなというふうには思っております。

この資源を今後、活用して、地域、地元の活性化に何とかつなげていければなというふうには思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

議長（千葉 薫君） 藤川庶務課長。

庶務課長（藤川栄治君） 洞爺地区にあります温泉スタンドにつきましては、昭和60年に洞爺2号泉源の給湯施設整備にあわせまして、家庭でも気楽に温泉気分が楽しめるようなことで整備されたものでございます。

設置当時は議員おっしゃるとおりでございますけれども、町外からも買いに来る方がかなりありまして、利用ニーズも多かったという状況でございますけれども、近年では町民の方を中心に1日平均5名ぐらいの方が利用されているという状況でございます。

町ホームページ等で温泉スタンドの紹介等をさせていただいておりますけれども、やはり専用のポリタンクなどを用意しながら運ぶ手間もかかっておりますことから、利用者が特定

されている状況でございます。

昨年から温泉スタンドのお湯を使いたいというようなお話もありまして、現在、ウインザーホテルのほうでも温泉もタンク車で運んで利用されているなども新たな活用も出てきているところでございます。

そのほか、来年度に向けましては洞爺産業祭り等イベントで温泉スタンドのお湯を運びまして、簡易的な足湯体験ができるようなコーナーを設けてPRできないか内部で検討しているところでございます。

また、観光振興課で今、進めております観光施設利活用検討委員会でもご意見を伺ってきたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 岡崎議員。

8番（岡崎 訓君） 今、課長おっしゃられましたように、宣伝とかPR、これが足りなかったのかなというようなお話もありましたけれども、私もそのように思っていますので、ひとつウインザーホテルさんが今、利用されているというようなことでございますけれども、やはりそういう販路というか、利用を拡大していく、やはりそういう手だてをせっかくある資源ですから、やはり有効に皆さんに使ってもらって、またいろいろな維持費とかもかかりますので、そういうふうにも振り向けていければと思っておりますので、今後ともひとつPR活動を広めていただきたいと思います。その声をちょっと聞かせていただきます。

議長（千葉 薫君） 藤川庶務課長。

庶務課長（藤川栄治君） 議員ご指摘のとおりでございますので、資源を有効に活用すべく十分検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（千葉 薫君） 岡崎議員。

8番（岡崎 訓君） そういうことで、ひとつ期待を申し上げまして、私はこれで終わります。ありがとうございました。

議長（千葉 薫君） ご苦労さまでした。

これで8番、岡崎議員の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。

再開を2時05分とします。

（午後 1時53分）

議長（千葉 薫君） 再開をいたします。

（午後 2時05分）

議長（千葉 薫君） それでは、一般質問を続けます。

次に、4番、立野議員の質問を許します

4番、立野議員。

4番（立野広志君） それでは、これから一般質問を行いたいと思います。

最初に質問いたしますのは、来年4月実施の子ども子育て支援制度にかかわって、全ての子供たちに必要な保育を保障するということを主題にして質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、まず子ども子育て支援制度というのが平成24年8月に制定した子ども子育て支援法、そして認定こども園法の一部改正、子ども子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律というふうに、子ども子育てに関する三つの法律が制度として成立したわけですが、実はどこの自治体でもいよいよ来年の4月からこれに基づく子ども子育て支援制度、新制度が始まるということで、いろいろ条例づくりなども含めて取り組んでいるというふうに伺っているところでありますが、当町においてはこれらの取り組みが今、どういう状況になっているのかということをお最初に説明をいただきながら、それが実際に運用されることになったときに、これまでの子育て支援や保育事業が後退することのないような、そういった内容であるということをしかりと理事者にも答弁いただきたいということを望んで質問するわけでありませう。

最初に、この子ども子育て関連3法の成立について、この制度の仕組みや利用の手続き、そして子供の権利保障の問題にかかわって、町長自身どのようにこれを認識しているのかということについて伺っておきたいと思ひます。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 今回、子ども子育て関連3法が成立したわけですが、国のほうにおきましては、子育てをめぐる課題として一つ目に質の高い幼児教育、あるいは保育の総合的な提供、二つ目に保育の量的、質的拡大や確保、三つ目に地域の子ども子育て支援の充実が今まで課題とされておりました。

これらの課題に対応するため、認定こども園制度の改善や認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、また、利用者支援、地域子育て支援拠点等の地域の子供の子育て支援の充実を図るために市町村が主体として給付や事業を計画に基づき実施する法律、いわゆる子ども子育て関連3法が成立されたところでございますが、私どものほうといたしましては、子ども子育て支援制度では、直接、保育所と利用者と事業者が契約することとなるところでございますが、この場合、行政の介入がなかなかできにくいというところがあるようにも聞いております。

そのようなことから、今後、行政として保育に対する行政の責任が後退することがあってはならないというふうに考えているところでございます。

今、答弁させていただいたとおりでございますが、正直申しまして私個人的には、いわゆる消費税が導入されました。その財源の一部を社会保障費に充当するという中で、今、日本国内で子育て問題が非常に大きな問題になっております。

そのような中で、やはり小学生、あるいは中学生については国のほうで今、義務教育制度がなされておりますが、本来であれば、やはり保護者の不安を解消するためにも保育、ある

いは幼稚園に通う子供たち、これらについて国のほうで何らかの手当があるべき、またしてほしかったなという感を持っているところがございますが、残念ながらそれとはかなわず、今回このような子ども子育て関連3法が成立したことから、行政のほうとしてはそれに向かって淡々と整備をしていかなければならないなというふうに考えているところがございます。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） 今の町長の答弁、大変深く理解をいたしました。というのは、最初、町長はこの子育て3法について、どちらかという肯定的に受けとめた答弁をされるのかなというふうに思っていたのですが、しっかりとその中身の問題点についても捉えていただいて、行政が直接、例えば保育の必要な子供たちに対して保育を行うという、そういう責任を十分発揮できなくなり得る可能性があるということについての危惧も含めて述べられたことに対しては大変、私は感心をいたしました。

特に今回の子ども子育て関連3法では、さまざまな実は問題が指摘されているわけであり、特に新制度では、保育の市場化を目指した保育制度改革というのをベースにして、その最大の特徴が各事業累計によってはこれまでの市町村の責任によって保育を提供する現物給付の制度というのを改めて利用者と事業者の直接契約を起点にする現金給付の仕組みへというふうに変更になるということなのです。

ただ、これは市町村は、そういった点でいうと保育の契約に介入することができないために、市町村の責任が後退し、保育の市場化に道が開かれると、こういうような問題指摘もございます。

ただ、そういう中であっても実は児童福祉法の24条1項というものが一端はなくなる予定だったのですが、それが復活をして、この法律の中にもきちんと明記されるという状況になりました。どんな中身かという、市町村の責任の所在が異なる施設、事業者が併存するという形にはなりますけれども、要は町が直接、保育所を運営し、また保育の必要な児童を受け入れる義務があるということです。そういうこともきちんとうたわれているわけです。

ですから、改めてお聞きしたいのですが、この児童福祉法24条1項に基づく保育所、現在と変わらず市町村の責任で保育が実施され、市立保育所には市町村から委託費が至便されると、保育料も市町村徴収すると、従来のような内容になっていくわけです。どちらを選択するかと、児童福祉法の24条の2項では、逆に先ほど町長が指摘したように保育所以外の例えば認定こども園、あるいは小規模保育などについては、基本的には利用者と事業者が直接契約をして、保育料も事業者が徴収すると、こういうふうになっていくわけです。

ですから、24条の1項と2項というのは全く内容の違うもので、そしてその保育の責任、義務というものも変わってくると、そういう中であって、当町においてはそれでは来年4月からの、この保育所の運営について、どちらの方向で進めていこうとしているのか、認定こども園や小規模保育というものも導入しようという考えもあるのかどうか含めて伺っておきたいのですが、これら新制度における問題点、今、指摘しましたけれども、改めて当町とし

ては、この児童福祉法の24条1項の内容でもって、今後も保育を位置づけていくということ
を明確にさせていただければというふうに思うのですが、どうお考えでしょうか。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 幸いなことと言っていいのかどうか分かりませんが、私どもの町には以前から町立の保育所がございました。そして、民間の幼稚園が今、1カ所ございます。しかし、これらの幼稚園は幼稚園として、私どもは今、地域の事情を考えたときに、やはり24条の1、これを当面、推し進めていかなければならない、そういう責任を持って運営をしていかなければならないというふうに考えております。

ただ、この先、例えば5年先になるのか、10年先になるのか、その辺のことに关しましてはちょっと私ども今、余談がつかない、が、しかし今、当面は24条の第1項、これに基づいて運営をしていきたいというふうに考えております。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） わかりました。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、とはいえ、この問題だけではないのです。この子ども子育て3法の中にはさまざま
な4月に向けた制度改正も含まれておりまして、そういう中であって当面の具体的課題の
対応については、来年の4月からの新制度を実施するということになるわけですが、ただ、
その実施をただ見ているわけにはいかない、そのために必要な環境整備、条例等の整備も
必要ですし、それから利用者との協議やあるいは意見を聞く、そういった一定の期間も設け
なければならないということになるわけですが、今回の9月議会に何らかの条例提案でも出
るのかなと思ひていましたら、それは全くそういう動きがありませんでした。申請の準備に
向けた町としての今、スケジュールはどうなっているのか、このことについて伺ひたいと思
ひます。

議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

管理課長（天野英樹君） 新制度準備のスケジュールでございますが、本年5月末に開催さ
れました子ども子育て支援申請度にかかる説明会で示されたスケジュールでは、本年9月ま
でに条例制定ということでございましたが、国からの充足等はなく、国の政省令を参考に制
定ということで、政省令を確認しながらの条例案の策定に相当程度の時間を現在要している
ところでございます。

本年7月時点での道内市町村の条例制定予定でございますが、9月までに制定が110市町
村、その他それ以降となるのが、当町含めて69市町村となっており、当町含めて近隣市町も
12月の制定を目指して現在、準備を進めているところでございます。

町内には現在も民営の幼稚園1カ所、事業者内保育所2所と町運営の常設保育所4カ所と
なっており、民営幼稚園の新制度への対応が未定なことや、町外からの新規参入も現在のと
ころないことなどから、12月の制定条例になっても施設、事業者の許可や確認事務で事業者
に多大なご迷惑をかけることのないものと考えておりますが、いずれにしましてもしかり
と準備を進めてまいりたいと現在、考えているところでございます。

なお、12月定例会に条例案を提出後、成案を得た後、事業者通知など翌年1月から事業者の認可や確認事務を開始するなどの対応をしていくこととしているところでございます。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） 12月に提案することで今、準備を進めていると、こういうお話です。実は、近隣の伊達市も今回、出ていないのですね、室蘭は出ているのかな、登別は出ていないというふうな話をちょっと伺っております。ですから、今、課長が言われたように、実際にはこの9月に全ての市町村で条例制定して、そしてパブリックコメントも実施しながら保育所利用を含めた施設利用している父母の方々の意見も伺った上で、最終的に制度化していくという話のようですが、国自体がおくれているという中で本当にこの4月から実施できるのかと実は、そういう不安の声も上がっているという状況のようです。

ですから、逆にいうとそれに期日をあわせると、むしろ地域の声、利用者の声が十分聞けないまま、一方に条例や制度ができてしまうという危険性もあるのです。

その辺はぜひ、町としても十分、利用者の声、地域の実態も踏まえて反映していただきたいと思うのですが、当面、町が制定する条例としてどのようなものがあるのかということで、ちょっと考えていることを出していきたいのですが、この点について、例えばいろいろな認定基準を定めたり、それから運営規則や基準を定めたりということもあります。あるいは学童保育の関係も条例化しなくてはいけないということがあるのですが、今、考えている12月提案される予定の条例の内容といいますか、項目はどういうものを予定しているのか、その説明いただけるでしょうか。

議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

管理課長（天野英樹君） 現在、制定すべき条例として今、考えているものにつきましては、一つ目としまして特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、これにつきましては施設、事業者の確認基準ということでございます。

それから二つ目でございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、これにつきましては小規模保育事業などの地域型保育給付の各事業の市町村認可基準でございます。

それから三つ目でございます、放課後児童、これは社会教育のほうの関係をしてございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、これは学童保育の保育の設備、運営基準でございます。

それから、四つ目でございますが、保育の必要性の認定に関する基準を定める条例ということで四つほど現在、予定をしているところでございます。なお、この四つ目の保育の必要性認定に関する基準を定める条例につきましては、任意でございますよということで、道の説明ではあったのですが、住民への説明責任がただし要りますよということでございますので、そうであればしっかりと条例に盛り込みたいということで条例を制定しているということで、現在、4本予定をしているところでございます。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） 都市部などでよく言われている幼保連携型の認定保育園の関係については、当町では予定していないというふうに受けとめていいのかなと思うのですが、そうすると例えば2番目に言われた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、これは小規模保育などの地域型保育給付の各事業の認可基準というふうになっているそうですが、このことについてと新制度において、新たに給付の対象となる小規模保育事業6名から19名、そして家庭的保育事業というのが3名から5名、事業者外保育事業や居宅訪問型保育事業の認可基準を定めるものですが、国が示した基準というのは、保育士資格者の割合や求職の扱いなどについて、現行の認可保育所と比べて非常に基準が下がっているという点で、はっきり言って保育の水準が後退するというふうに心配されるわけですが、そういったことのないような改善といいますか、対応をしていく必要があるのかなと思っていますし、現実によつて対象となる保育というのは、この当町においてどのくらいあるのか、事業所内保育というのは、この隣の病院などでは行っておりますから、こういうのはあると思うのですが、例えば家庭的保育事業であったり、小規模保育事業、こういうものについて該当となるものはありますか。なくてもやはりこれは条例として定めておかなければならないということなのかどうか、改めてお聞きしたいなと思っています。

それから、4番目の学童保育の設備運営基準についてです。

現在も当町においては、三つの地域で学童保育が実施されていますけれども、これが自治体レベルで初めて条例化することになるわけですが、国の基準でいいますと1人当たりの面積基準が1.65平方メートルだそうです。

この基準は何かというと、保育所の乳児の基準と同じレベルなのです。つまり、乳児ですから、走り回ったり、広い範囲で動き回ることを想定していない、そういう乳児の基準をもって、実は学童保育の設備運営が、いわゆる広さの基準を設けようとしているのです。この点でも非常に問題が指摘されております。当然ですよ、学童保育で子供たちをその場、その場にずっととどめておくなんてことは当然、あり得ないわけでありまして、そういった意味でいうと、町で実施している現在の学童保育の基準を下回らない条例として制定することが必要なのだと思うのです。その考えがあるのかどうかということ。

それから、職員の資格や配置、あるいは集団の規模、これは国の基準では40名に2名の指導員というふうになっています。当町の場合、風っ子の学童保育がたしか40名を超える規模だったかと思うのですが、そうすると40名を超えても、超えた場合、超えた部分のまた指導員を配置するということになるのかどうか、この辺も今どういう検討の内容になっているのかということ、このことについて伺っておきたいと思います。

議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

管理課長（天野英樹君） 最初の質問の中での、地域型保育事業の中の家庭的保育なり、小規模保育なりということは、当町では希望があるのか、ないかも含めて条例で定める必要があるのかなのかということとございましてけれども、基本的に将来のことはわかりませんので、当然、条例に定めておかなければ、仮にこれが出たときに対応できないということとご

ざいますので、これらについては当然、条例の中に盛り込む必要があるということでございます。

なお、この条例の制定の内容なのですが、国から条例制定に当たって示されてございますが、従うべき基準なり、参酌基準すべき基準ということで、必ず従いなさいというものと、それから参酌して地域の実情に応じて、事の内容を定めることは許容ということになってございますが、その許容と言いましてもなかなかほぼレアな状況でないと、なかなか条例に定めにくいのだろうということで今、内容精査でございますが、なっておりますので現在これらを国から来ている通達等に基づいて、現在、それらの精査をしながら制定に向けた準備をしているというところでございます。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） いずれにしても、これから条例についての内容検討が入ってくるわけですが、条例化に当たっては先ほども言いましたけれども、どのような施設、事業であっても子供の保育を等しく保障する観点から、全ての事業で保育者は保育士資格者とするべきでありまして、また、保育の内容面からも現行の保育水準を下回る基準設定とならないようにすべきだというふうに思うわけです。

その点を明確にしていただければと思うのですけれども、その辺、まず前提としてしっかりと受けとめて考えていただけるのかどうか、もう一度お聞きします。

議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

管理課長（天野英樹君） 先ほど申し上げたとおり、今回の新制度におきましては、国が示す基準なり、従うべき基準、それから斟酌すべき基準があることから、これを踏まえて制定するというところでございますので、国が定めた先ほど言った議員が言われたような、例えばこういう施設の場合、事業の場合は正規の資格を持っている人、自分の位置とかということも定められてございますので、それをはるかに上回るとか、何とかということは、特別の事情がない限りなかなかできないのだろうということで、今、国から来ている通達等からすると、そう読めるということでございますので、あくまでも国から来ているその従うべき基準、参酌すべき基準に基づいて条例を設定していくということで考えてございます。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） 私も調べたところによれば、この幼保連携型認定こども園だったり、あるいは地域型保育事業の認可基準とか、学童保育の設置基準、そして給付の的確判断をするための確認制度に関する運営基準とそれぞれ国が定めた内容がありまして、それに対して今、保育関係団体や専門家などからその対案が示されているというような状況です。それが今、盛んにそれぞれの地域や、また国の中でも協議がされているようであります。

今、お話のあったように、従うべき基準、それからあくまでも参考といいますか、参酌すべき基準というふうにして2種類分けられて、どれが従うべきもので、どれが参酌すべきものかというのは明記されておりますが、そういう中で例えば学童保育などはむしろ何て書いてあるかということ、国基準は先ほど言いましたけれども、面積の点ではそういう面積、児童

1人につきおおよそ1.65平方メートル以上確保するというふうに、以上ですから、以上だからそれ以上であれば、そのもっと広くても構わないということなのでしょうけれども、職員の関係でいうとおおむね40名まで2人以下の配置だと。40名を超えたら、さらにまたもう1人、ないし2人配置するということになるのだと思うのですが、実は室蘭、余り町の名前を言うとあれですけども、40名超えている学童保育所がありまして、そこでも従来どおりの人数配置で、逆にふやさないというところもあるそうなのです。

そういうことも含めて、やはり今、課長が言われましたが従うべき基準は従うということで、それに合わせたものは当然やるのですけれども、大いに先ほど言いましたように保育水準が低下することのないように行政として取り組んでいただきたいということを改めて求めていきたいなというふうに思っています。

さて、これが先ほど言われましたように12月の議会でこの条例提案されると、そして来年の4月から実施されるわけですが、それまでわずか3カ月余りの間に保護者向け説明会、あるいはニーズの調査や施設事業者の確保、認可、利用者の認定、事業計画の実施に伴う予算の確保等々、いろいろと取り組んでいくべきことがあるわけですが、そういうもう少し明確なスケジュールのようなもの、特に私、心配するのは先ほど言いましたが当事者である保護者や保育関係者へ事前にやはり内容をちゃんと説明をして、そしてそういう方々の不安をきちんとやはり受けとめて、行政側が返していくと、そういう中で制度化していくということが必要だと思うのですが、日程的に言うと非常にそれができないような気がするのです。

どういうふうに保護者関係者への内容説明や同意を得るといいますか、不安を払拭するような、そういう対応をしていくのか、もう少し説明いただけないでしょうか。

議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

管理課長（天野英樹君） これからのスケジュールということでお話をさせていただきます。おおよその目安でございますが、先ほど言ったとおり議会への条例提案が12月ということでございますので、その前に当然、パブリックコメントをいただくという作業が入ってきますが、12月に議会の条例を提案する。

その後、議決をいただいた後、保護者向け説明会1月、翌年1月以降から始めると、この辺から例年、保育所の申し込み等ございますので、あわせて説明をちゃんとしていくというような形になろうかと思えます。

ニーズ調査につきましては、昨年やってございますので、今から子ども子育て支援事業計画策定委員会もございまして、それらあわせてその中で、そちらはそれで調査は中をもうと。それから、施設事業者の確認認可を同じく条例が成案を得たのでございまして、1月以降ということでございます。

それから、利用者の認定は保育の申し込みをいただいたもの2月以降ということで、あと事業を実施計画に伴う予算措置は例年どおり予算新年度、当初予算に計上していきたいというところで現在考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） それと、今、子ども子育て支援法の三つの法律の制定に伴った4月に向けた準備というのがあるのですが、それとあわせて子ども子育て支援事業計画というのも町として立てなければならぬことになっているわけですが、これについてはこの事業計画の策定に向けた今、準備がどういう状況で進んでいるのか、いつごろこれが公表されていくのか、このことについてご説明いただきたいと思います。

議長（千葉 薫君） 天野管理課長。

管理課長（天野英樹君） 洞爺湖町子ども子育て支援事業計画策定委員会を本年6月に立ち上げてございます。

これまで委員会を2回開催し、計画では10月中旬くらいまでにあと3回ほど審議をいただいた後、年内に計画案をつくり上げて、来年の1月中旬に計画案のパブリックコメントをいただくこととして、現在、考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） そうすると、大変、担当課として忙しい今、いろいろと取り組みをしなければいけないということなのですが、いずれにしてもこういう事業計画にしても、あるいは新しく制度を実施に向けても、何回も言いますけれども利用者、保護者の意向をしっかりと受けとめて、そしてやはり何といってもこれまでの取り組んできた事業の水準を決して落とすことのないようにしていくこと、それは先ほど町長が最初に言われましたように新制度になっても児童福祉法の24条1項の規定を順守して、町が保育を求める子供を、保育所に入所させる、そういう保育する責任があるのだということを最後まで貫いていただきたいなというふうに思います。

さて、ちょっと話題を変えますけれども、最後のこの1番目の最後の質問になりますが、保育というこの事業を福祉行政の一環として位置づけて、国や道との関係では保育制度の変更や運用に伴う対応、あるいはこの役場庁舎内でも例えば乳幼児から保育所に入るまでのそういう期間の子供たち、乳幼児の健康状態や家庭環境、こういったものもしっかりとやはり受けとめながら、保育所と連携した入所前からの幼児の健康状態、家庭環境の把握と、それから入所後の対応など、当町は特にこうしたきめ細かな対応が求められているのだと私は思うのです。

そういう意味で、以前の岡村町政の時代にこの保育行政というものを教育委員会の所管にしたわけですがけれども、私はやはりこれは福祉行政の一環であるという考えから、そしてまた国の関係でもそういった福祉行政としてさまざまな制度が打ち出され、また所管するそれぞれ国や道の機関もそういった所管を通じて当町に入ってくるのだと思うのです。

当町の場合は、長い間、教育委員会で担当していますから、そういう意味でのトラブルはほとんどないのかもしれませんが、ただ、やはり福祉という観点を重点に置いた保育行政というものをやはりもっともっと私は重視すべきではないのかなと思っています。

そういう点で、本来なら総務所管といいますが、そちらのほうで扱うべき事業ではないのかなと思うのですが、改めてこのことについてこれまでのように教育委員会で取り組んでき

たそのメリットがあったのかどうか、そして、あるいはやはり元の福祉のほうに戻して行くという考えがないのかどうか、このことについて、この1番目の最後の質問とさせていただきます。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 当町は、保育所関係、以前は民生のほうにあったかなというふうにも思っております。ちょうど、昭和45年から50年前半ころまでだったかなと、それ以降、いわゆる教育委員会のほうに教育も兼ねて、本来、保育所ですから預かりということですが、教育観点も兼ねてということで教育委員会のほうに移ったと。

そこで、教育委員会に移って、何か効果があったのかということですが、なかなか目に見えたものが映ってきていない、かといって福祉にまた戻したときにどうなるのか、今現在、私どもの町も福祉対策が非常に多岐にわたってまいってきております。

近隣の町村で、市内部では、いわゆる保育所、業務的なもの、そして子ども子育て3法にかかわるものは、今、独立した機関として何か設けているようなところもあるようですが、私どもの町につきましては今、長年、約30年続いた経験が教育委員会の内部にあります。

そのような観点から早急に移すことなく、やはり今なれた部署でしっかり対応していただき、それに関連する福祉の関係、あるいは保健師の関係、こちらのほうとも十分タイアップしながら、今の現行で当面はいきたいというふうに考えております。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） きょう、ここでこういうふうに話をしたから、それを考えますというふうには当然ならないのはわかっているのです。30年にわたって、そういう所管でもってやってきていますから、そういう中でやはり積み重ねてきた経験やノウハウというものを当然これは生かしていくということになると思うのです。

ただ、私、なぜ改めてここで述べているかということ、民生にしる、福祉にしる、保育所に子供さんが入所する、その以前、例えば乳幼児、出産前から出産後の保育所に入るまでの間の母子との関係、あるいは子供の健康状態、そして保育所に入って以降の子供たちの健康状態やいろいろな家庭環境、こういうことというのは教育という立場ではなくて、やはり民生なり福祉という視点で見えていかないと、なかなかつかめない、気がつかないところも結構あるというふうに私、思うのです。

余り突っ込んだ話できませんけれども、ここの当町の場合、特に実は最近、ここ富に支援の必要な子供たちが実はふえてきています。いろいろな状況があると思うのですけれども、その中でやはり家庭の中での子供さんと親御さんとの関係であったり、そういう子供さんをどう養育していったらいいのかという不安を抱いている親御さんもいる。

そういうときに、保育所がかかわっている保育士さん方と、あるいは保健師が連携をしながら、子供の養育について一緒に考えていく、取り組んでいけるような環境というのはやはり私、必要だと思うのです、この町には。

そういう、それだけに何とかなく教育委員会にこれが所管があるということで、教育委員会だから教育しか考えていないとは言いませんけれども、ただ、とはいえ日常的に福祉や民生と職員と常交流しながら対応していくということが今、とりわけこの町にとっては必要なのではないかなという気がするので、ぜひそのことも頭に入れていただきながら、今後のこの保育所の所管のあり方について、そこにも意識を持って考えていただければというふうに思っていたわけです。その点については、どのようなふうにお考えでしょうか。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 早急にということは、なかなか今現状では難しい状況でございますが、それらの検討の1項目に入れながら、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

二つ目は地域活性化の起爆剤とも言えるリフォーム助成制度のさらなる充実を求めたいと思いますし、同時に今回、新たに提案するわけですが、商店リニューアル助成制度の実施というも、この地域振興策の新たな展開として取り組んでいくことをぜひ検討いただきたいというふうに思いまして、提案させていただくわけであります。

このリフォーム助成制度は、実は2003年12月議会で、この地域経済の活性化によってリフォーム助成が有効であるということを提案させていただいた以来、2010年6月の議会まで繰り返しその実施を求めてきたわけでありましたが、当時の町長や経済部長はずっとこの実施に難色を示してきたという経緯があります。

2010年9月の議会で、現在の真屋町長がようやく400万円のリフォーム助成の補正予算を提案していただきました。2011年度からは、この予算額800万円として継続して今、実施されるに至っております。

そこで伺うのですが、この住宅リフォーム助成制度が開始されて以降の運行状況、そして地域経済に与える波及効果をどのように評価されているかということと、それから助成制度開始後の各年度における申し込み件数や助成件数、そして工事費総額や工事種別ごとの検討、工事金額なども、これは概要でいいですのでちょっと報告いただきたいと思います。

議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） 今の議員からのご質問でございます。

運用状況と、それから波及効果の評価についてということでございまして、議員のほうからもお話がありましたように、この住宅リフォーム支援事業は平成22年度より実施しておりまして、初年度の22年度につきましては9月の補正予算のご承認をいただきまして400万円の予算で40件を対象に実施したところでございます。

また、23年度から26年度につきましては、予算額800万円で80件を対象に実施しているところでございます。

この事業は、50万円以上の工事費が対象でございますが、工事の内容につきましてもさま

ざままでございまして、既に350件以上の方が利用しているところでございます。

全道的にも多くの市町村がこの事業に取り組んでおりますけれども、その多くは工事費への補助がほとんどでございまして、洞爺湖町の場合は町内店舗等で利用できる商品券の助成をしているところでございまして、建設業はもとより、商店等への経済効果は多大なものがあったというふうに判断をしているところでございます。

それからもう1点の実績でございまして、平成22年度からでございまして、22年度の実績は40件に対しまして38件の実績でございまして、それで、工事総額が4,781万3,000円でございます。

工事の主な内容でございまして、これは種類がたくさんありますので主なものについてちょっとご説明します。塗装工事が10件で、内装が7件、それから屋根の改修が6件、それから台所の改修が2件、それから内装、内窓、トイレの改修がそれぞれ2件、サッシの改修は3件ということで、その他6件ということの内訳でございまして。

それから23年度につきましては80件で、工事総額が9,184万円でございます。工事内容は、塗装が42件、それから内装が5件、屋根の改修が5件、それから浴槽の改修が4件、外壁張りかえが6件、台所改修が6件と、車庫の改修が3件でその他9件ということでございます。

24年度につきましては、同じく80件で工事総額1億169万9,000円でございます。内容は、塗装工事36件、屋根の改修が6件、浴槽改修6件、外壁の張りかえが4件、それから物置の改修が3件、水洗化の工事が3件、それから増改築で12件、外構工事が4件、その他6件ということでございます。

25年度につきましては80件で工事総額8,527万7,000円でございます。塗装工事が40件、内装が3件、それから屋根の改修が14件、外壁の張りかえが4件、それから台所改修が5件、増改築が7件でその他7件ということになってございます。

それから、今年度につきましてはもう既に実施しているところでございまして、参考までに、本年度につきましては工事費8,016万円でございます。塗装工事が43件、内装5件、屋根の改修が6件、外壁張りかえが10件、台所改修が3件、それから物置の改修が3件、それから玄関の改修が3件ということでございます。

以上でございます。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） 今、制度が実施して以降のこの工事件数や工事総額について説明をいただいたのですが、私もこれを聞いていまして、実はいろいろ調べてみたところもあるのですが、補助金額に対する工事総額、いわゆる直接的な経済波及効果というのは、例えば初年度、2010年のときには補助額が380万円で、12.6倍の工事総額です。

そして、2011年には、ここからはずっと件数は80件ですが、補助額も同額なのですけれども、経済効果でいえば11.5倍、2012年は12.7倍、2013年は10.7倍、2014年は10倍というふうに、町がわずかな補助をすることによって、工事総額そのものが10倍以上の波及効果となって、市内の業者に工事が依頼されると。

ただ、特徴見ますと、その半分近くは塗装なのです。あと、内装であったり、外構であったり、後で追加になった事業所外構及び造園なども多少入ってきますけれども、半分近くは塗装関係の事業になってきていると。ちょっと業種的にも偏りがあるかなと思うのですが、私、一番見ているのは、むしろ直接的な経済効果が若干、年々落ちているというところなのです。それがなぜなのかというところも、これからの議論の中でちょっと深めていきたいなと思っているのですが、もう1点お伺いしたいのですけれども、私、以前にもこのことについて取り上げておりますが、経済波及効果として、既にもうやっている町の実績を見ますと、直接的な経済効果というのは10倍や12倍ではなくて、むしろ15倍、20倍にもなっているところが結構あるのです。

なぜそんなに違うのかなということで見てみますと、例えば助成対象工事の種別を拡大しているという状況もありますし、もう一つは他の助成制度との併用も認めているということもあるようなのです。当町の場合は、例えば耐震改修費補助事業、あるいは省エネ改修費補助金、あるいはバリアフリー改修費補助金等々、例えばこういう補助を併用するということが認められているのでしょうか、そのことについてお答えいただきたいと思います。

議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） まず工事総額が年々減ってきているということで、経済効果もほかの町では15倍から20倍あるところが、年々減ってきて、今現在では10倍ぐらいだということで、この中身を分析しますと、今、議員おっしゃいましたように、確かに塗装工事がふえているということで、塗装工事はやはり8年から10年くらいでそういったその工事にかかるのではないかなというふうに判断しておりまして、やはり件数もそれなりにふえてくるというふうには判断しております。

あと、金額がやはりはる増改築だとか、そういった工事はなかなか頻繁にできるようなものでもございませんので、やはり年々、このような形、どうしてもなっているのかなという状況で見ている、判断しているところでございます。

それからもう一つ、併用を他の制度との併用ということで、今現在、実績としては併用ということではございませんが、実際に例えば今おっしゃいました、そのバリアフリーの改修の補助金ですと、最高20万円まで補助できるということで、それを例えば工事費が30万円の工事費で20万円が補助されるということになれば、10万円が自分の持ち出しということになっていると思います。

そのほかに例えば別のところの改装したりとか、そういったものをあわせて、例えば自分の持ち出しが50万円を超えれば、やはり外の対象者と同じように自己負担を超えているということになれば、これもちょっと検討していきたいなということで、商工会のほうともこの辺もいろいろ話をしながら検討していきたいというふうには考えているところでございます。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） 今の説明ではちょっとよくわからない部分があったかと思うのですが、塀は今までの実績の中ではないということですが、実績に併用という話を前にしたと

きにも、それはやはり二重に補助を受けるという格好になってしまうので、本来、認めることができないのではないかとこの答弁を前の担当の課長のほうからいただいたこともあったわけです。

とはいえ、結構多くの自治体でこのリフォーム助成事業を取り組んでいる中では、そういういろいろな補助事業を組み合わせた形で取り組んでいるというのが多く見られるわけです。決してそれは、補助の二重取りというのではなくて、それぞれ実施している機関等も違いますし、今、課長が言われたのは多分、基本的には工事総額が50万円以上でなければまず補助しませんよね、50万円であれば10万円の補助がありますよということで、実質負担は40万円、例えば、バリアフリーでいけば介護の関係でいっても9割補助になりますけれど、最高額20万円までということです。

そうすると、20万円、50万円にプラス20万円にしたら70万円の工事であれば、その介護の高齢者等住宅改修費補助というのを該当させて併用することもできるというお話だったのかなと思って聞いていたのですが、それはそれでいいですか。

議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） あくまで自己負担が50万円、ですからバリアフリーで仮に町で20万円使ったとして、そのほかに別な工事で50万円工事をしたとすれば、当然、合わせて自己負担は50万円ですので、それは該当になるということで考えております。

そういうことで検討していきたいというふうに考えております。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） これ、こういう答弁を今回初めていただいたような気がするのです。ですから、今、基本はあくまでも自己負担は50万円以上になれば、その10万円を補助しましょうと、こういう話なのです。

ですから、さまざまな補助対象事業を組み合わせ、それで最終的に補助額を引いていって、残った金額が50万円になると、自己負担分50万円になると、そうなったときに10万円の補助をしましょうと、それですから40万円の負担でさまざまな補助を受けた事業もできると、こういうことなのだと思うのです。

実は、なぜそんなことを聞いているかということ、今まで住宅リフォームで多くは塗装関係が半分、塗装業者の方は大変、助かっていると思うのですが、実はほかの事業というのは異業種の人たちがいろいろ絡み合っている事業が多いのです、増改築もそうです。あるいは、トイレ改修もそうです。塗装の場合は、塗装屋さんだけに払うだけで済んでしまうのですけれども、ですからそういう意味でいうと波及効果は全然違うのです。トイレ一つ作るにしても大工さんの手が必要だし、そして設備屋さんの手もかりなくてはいけない、そうやっていろいろな業種の人たちがかかわって事業できるわけです。

ですから、そういういろいろな他業種にも波及効果が大きく広がっていくという点もあるので、私はそういう事業をやはりもっとできるような環境をつくっていかなくてはならないと、そのためには今、消費税の増税もありますし、さまざまな形で住民が負担をして、その

負担に今、耐えている状況があります。そういう中でも、呼び水としてこういったリフォーム事業を展開していくためには、より一層、使い勝手のいいものにしていかなくてはいい、そのための改善を町としてぜひ力を入れてやっていただきたいなと思っているのです。

そのことを改めてちょっと、これは町長答えていただけるでしょうか。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 私ども今、この事業に関しまして、町のほうで予算立てをしまして、それを洞爺湖町商工会のほうに資金預託をして、事業をやっていただいていると。

その中で、今、商工会内部のほうで地域活性化特別委員会、これを設置いたしまして、住宅リフォーム事業は何とか継続してほしいというお声も聞いております。また、いろいろなその中では委員さんのほうからいろいろなご意見が出ていたということともお聞きしております。

今、350件ですか、今まで過去においてその実績があると。しかし、今現在もリフォームをしたいという方々がまだまだいるということでお聞きしておりますので、この事業については何とかまた継続していきたいなというふうに考えております。

あわせて、今、地域活性化特別委員会の中でもいろいろのご意見が出てしていると聞いておまして、それら町のほうとどうやってタイアップしていけるか、事務の繁雑化等々もございましょうけれども、何とか町の活性化につながるような事業展開をつくれればなというふうに考えておまして、どれにどれをという具体的な項目についてはまだ今、若干、煮詰まっておりますので、具体的なことは申しませんが、とにかくリフォーム事業は継続し、新たな何かも加えて検討を今しているという段階でございます。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） 今、町長が答えられるのはそこまでの範囲なのかもしれませんが、いずれにしてもリフォーム助成は継続しながら、さらに使い勝手のいい内容にぜひ町が積極的に取り組んでいただきたいなと。商工会に委託をして事業を行っているということで、なかなかその事業にしている事業者や、それから工事を依頼した町民の人たちの生の声をしっかりとやはり受けとめていくという機会が少ないかもしれませんが、しかし、この補助金があることでリフォーム工事を行うきっかけとなったという声も私も幾つか聞いておりますし、それから補助金を受けられることで当初、予定していた工事のほかに追加工事も多少ですがけれどもやってもらったというふうなことを言っている方もいます。

そういう点でいうと、本当にこの住宅リフォーム助成制度、真屋町長になってから始まりました。大変効果を上げておりますし、今の地域の経済が疲弊している中で、その呼び水となって大きくやはり経済波及効果を生んでいるということは十分、認められることでありますから、ぜひこれをさらに進めていただきたいというふうに思います。

支払うお金も商品券として地域の商店街に還元するということでも、異業種にも幅広く効果を上げているということになると思います。

実は、そのこととあわせて、もう一つ私、ぜひ提案をしたいのですけれども、この住宅リ

フォームに続くものとして、全国から今、脚光を浴びているのが、例えば高崎市などでやっている街中商店リニューアル助成事業というのがあるのです。これは、商店の活性化を目的に商売を営んでいる人が店舗の改修や、店舗などでもっぱら使用する備品の購入などについて補助するものだという内容です。

仕事と資金を地域で循環させ、抜群の経済波及効果を生んでいるということで、この住宅リフォーム助成にヒントを得てリフォーム補助金の商店版ということで創設されたそうです。

さらにそれが広がってきていまして、全国的にも岐阜県の飛騨市とか、ここでは商店等イメージアップリニューアル補助金、あるいは訓子府町、ここでは店舗改修事業補助制度、北海道清里町では店舗改修事業補助など、実施自治体が今、少しずつふえてきているという状況です。

なぜこういう状況が広がっているかというのと、商店リニューアル助成というのが新たな地域経済対策として今、注目されているのは、商業振興としてこれまで地域商店活性化法というのが進められているわけですが、それでさまざまな施策が講じられているのですが、商店街の衰退に歯どめがかかっていないと、特にインフラ整備とかイベント事業などではシャッター通の克服にはなっていないと。結局は、商店街を構成する一つ一つの店です、個店のやる気を応援して、個性を發揮できるようにするということが、この決めてになっているということのようです。

商店リニューアル助成は、このリニューアル助成を実証してきた抜群の地域経済の波及効果に加えて、地域でなくてはならない業者の頑張ろうというやる気を引き出して応援する力にもなっているということのようです。

ちょうど国でも地域振興策の新たな展開としてこの6月27日に公布された、小規模事業振興基本法というのがあります。こういったふうに、国も、そして地方自治体も、その地域の中小零細企業を支援していかなければならないということが実はこの法律の中に明記されているのです。

それに基づいて、それができる前からこういった商店リニューアル助成というのをやっている地域があるわけですが、こういった法律が制定されたこともあって、さらにこの商店街振興に向けた取り組みというのが加速していくということなのですが、こういった状況をいろいろ分析して、当町においても新たなこういった事業、補助事業も含めて検討する考えがないかどうか、それについてお伺いをしたいと思います。

議長（千葉 薫君） 佐藤産業振興課長。

産業振興課長（佐藤孝之君） 全道的に見ても住宅リフォーム支援事業については、実施市町村もふえておりますけれども、議員ご提案の店舗を対象としたリニューアルに対する補助ということでございますが、どのような方法で実施しているのかちょっと調べてみたのですが、議員おっしゃいますように群馬県の高崎市が事業の先進地ということで、平成25年度から街中商店のリニューアル助成事業補助金として、商業の活性化を目的に実施しております。

内容につきましては、20万円以上の工事費で2分の1の補助と、それから10万円以上の備

品購入費の2分の1の補助という内容でございまして、合わせて100万円が上限というような内容でございます。

あと、北海道内では議員もおっしゃいました訓子府町が平成26年度から、今年度から実施しておりまして、道内ではこういった店舗を対象としたリニューアルの補助は、この訓子府町が最初ということでございます。

その事業の内容でございますが、訓子府町店舗改修事業補助制度ということで、店舗のイメージアップと商店街の活性化を図ることが目的でございまして、20万円以上で増改築、それから補修工事する場合に工事費の半額を補助するというものでございまして、上限が50万円で建築後10年経過の店舗が対象ということでございます。

平成26年から5年間実施するという予定で、本年度の予算額が400万円というような事業となっているということでございます。

当町におきましては、現在、移住定住の観点から、また商工業の振興と活性化を目的に空き家、それから空き店舗を活用した町独自の取り組みといたしまして、チャレンジショップ支援事業を実施しております。建物の改修が50万円で備品購入が30万円、それから家賃補助が月5万円を限度に実施しておりますけれども、現在、開業している事業所への補助ということでございますので、このチャレンジショップとの兼ね合いもそうですけれども、関係する団体などから情報も収集しながら、どのような方法が可能なのか検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） この小規模の事業者に向けた中小企業の振興法、これは本当に最近になくともいいですか、これまでの中小企業基本法とは違って、その中、あるいは大規模な会社ではなくて、従業員5人以下の小企業者に着目した小規模企業の9割を占める小規模企業者。この振興が目的の法律になっています。

今、この法律できる以前から実施している町の状況を見ますと、例えば事業を始めて5年以上経過しているというような事業者に対して、この商店のリニューアル助成事業を取り組むというふうになっているところも結構あるようでありまして、ですから本当に商店主、今、高齢化して後継ぎもいない、それで当然、店の改装や改築にも一定の金額もかかるし、なかなかそこまで手がでない、しかしそういう中でまだ数年、数十年と事業をやっていきたくと、そういう意欲を持った、そういう商店主を励ます支援事業だということなのです。

そういう観点でぜひ今後、このことについても検討いただきたいなというふうに思っています。きょう初めて提案したことでありますから、これから既に実施している市町村の状況なども見ていただきながら、本当にこの地域、この町が、商店が活性化して、住民が買い物難民とならないような、そういう環境をどうつくっていくのか、そのことをまちづくりの一つの課題としても考えていくことのできるものだと思うのです。

地域の活性化策として、ぜひ頭に置いて検討いただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。そのことについて、もう1回町長、最後にお答え

いただいたら次の質問に移りたいと思います。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 今回、内閣改造がございまして、特にその中で地域創成担当大臣もできたようでございます。この間、きのうでしたか、マスコミにテレビの中で官房長官が今回の地域創成についてはばらまきではないと、一律、いわゆる市町村に何ぼずつ配付だとかということではなくて、地域が本当に元気になることに対して支援をしていくということも述べられておりました。

そのことも踏まえて、やはり地域からいろいろの地域活性化のための素案を出して、そして国のほうと協議をしながら事業の成功に結びつけていきたい。また、私どもの町の中だけで独自に何ができるのか、これらは関係機関、あるいは特に商工会の地域活性化特別委員会の皆様のご意見も拝聴しながら、しいては最終的にはまちづくり審議会のご意見を拝聴して、慎重に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） それでは、3件目に移りたいと思います。

災害危険からの避難対策の対応についてということで質問させていただきます。

災害時の避難計画、対策には地域防災計画に必ず位置づけられているわけですが、実際の災害発生時には避難勧告や指示のおくれ、それから避難する住民が少ないなどの問題がたびたび指摘をされているところであります。

最近起こりました広島での土石流、あるいは礼文町での土砂災害、これを見ても深夜の時刻という問題があったりするわけですが、いづれにしても避難がおくれて、結局、犠牲者を生んでしまったと、こういう状況もあるわけです。

そういう中で、私、改めてこの間、ずっと避難訓練も行われてきているわけですが、本当に今のような状況で大丈夫なのかなということを考えてみましたら、やはり前から気になっていたのですが、避難訓練を行ったときに、まず第一時避難場所とあります。ですから、ここで言えば、例えば私の地域で言えば中学校なのですが、そこにまず避難をする、そしてそこに迎いのバスなどが来て避難先に搬送するわけです。

では、その第一時避難所にどうやって行くのかということについては、実はほとんど対策というか、議論になっていないのです。実はたまたま前回は避難訓練があったときに、実は外で鳴っているサイレンの音が聞こえなかったということで、ずっと本当はその第一時避難場所に来る予定だった方が来ないのです。電話をかけた、そうしたら耳が遠いので、その電話の音もなかなか最初わからなかったのです。ようやく電話に出てくれて、ではもうここで待っているよと言ったら、ようやくそこから歩いて来てくれたのです。それを思ったときに、やはり避難場所に集まってさえいただければ、それは後はさまざまな形で搬送する方法はあるけれども、まず避難場所にどうやって集まるか、そのことが大事。津波の場合、避難場所というよりは、早く高台にという話なのでしょうけれども、災害によりますけれども、それにしてもその避難場所まで来る住民の避難誘導についての対策というのが実はほと

んど明記されていないなということを実は感じたわけです。

それで、いろいろ調べてみましたら、災害救助法の措置事項、第4条の救助の種類という中には、避難所及び応急仮設住宅の供与とか、あるいは被災者の救済などの項目があるのですが、被災する前の避難者の避難誘導という項目がないのです。

また、第2条には、救助の対象というのがあるのですが、そこでもやはり災害による被害を受け、現に救助を必要とする者というふうな規定はあるのだけれども、被災者、これは災害を受ける可能性がある、そういう方々の救助については書いていないのです。被災者の救助に限定しているという点があるわけです。

ですから、もともとの国の災害救助法の中に、災害を受ける可能性のある人たちの避難についての規定が明記されていないというところがあって、実は地域防災計画の中にもそのことがきちんと明記できないというふうに感じるわけです。

そのことで伺うわけですが、まず、その点で町長はどのようなふうにお考えなのか伺っておきたいと思います。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 災害が起きたら、まず1人の犠牲者も出さない、これが大原則でございます。私も今まで、避難訓練を何回かやらせていただきましたが、いわゆる健常者の方が避難をしていくという場面が多くございました。

ではなくて、いわゆる要支援者、あるいは子供、あるいはお年寄り、さらには介護が必要で避難をしなければならない方々、この方々をいかに素早く避難所に誘導するか、これはもう一番肝要なことかなというふうに思っております。

10月8日、津波災害訓練を行います。これは恐らく今回はまた日程の関係で健常者が多く出てくるのかなというふうには思いますが、この次、行われる訓練につきまして、今、申したようなことを担当課のほうに何とか準備をしてほしいということをお願いしておりますので、要はそういう方々をいかに素早く支援できるかということが肝要かなというふうに思っておりますので、これからはそういうふうなものを中心に対策を講じてまいりたいと、さらにはその防災計画の中で、今、いろいろ気のついたところから文言を修正かけていただいている部分がございます。

今、おっしゃっていただいたようなことにつきましても、当然、防災計画の中にもやはりきちんとうたうべきかなというふうに思っておりますので、それも早急にできるよう指示をまいりたいというふうに考えております。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） ぜひ、そのように防災計画の中にも避難誘導にかかわる対策を明記していただきたいと思うのですが、現に今、被災していなくても危険な状況にいる住民への行政対応というのは必要であることは当然なわけでありませう。

行政が避難誘導として住民の避難行動過程にどのようにかかわるのか、制度上極めて曖昧な状況に今ありますから、具体的には町は避難指示等を発すれば、あとは避難所で避難者を

受け入れるだけでよいということに決してならないわけでありまして、ちなみに避難誘導における行政の責務、災害対策基本法に規定されておりませんが、しかしに被災していても危険な状況にいる住民への行政対応というのは必要だということで、今、特に言われた防災計画の点の中でも、この災害時に援護の必要な、そういう方々やあるいは高齢者、幼児、傷病者、障がい者などをどのように避難を誘導するかということについて、改めて具体的にこの計画の中で盛り込めるようにしていただきたいなというふうに思っています。

さて、それなのですが、もう一つ聞きたいのですけれども、現在の地域防災計画における避難計画で、さらに具体的に欠けているのではないかとこのところを幾つか指摘したいと思うのですが、例えば避難勧告指示を発令するときの基準、それから住民がとるべき行動、行政が避難所で行う業務の概要などは、ある程度、示されております。

しかし、多くの場合、記載内容が余りにも一遍であるため、避難勧告などの伝達方法とか、伝達内容の要点であるとか、住民の避難誘導として具体的にどこで、誰に、何を行うのか、この計画だけでは十分わからないという部分はあります。そういった点もありますから、これも十分煮詰めていただきたいというふうに思うわけでありまして。

10月4日、先ほど町長言われましたが、津波を想定した避難訓練が行われると、その後には片田先生の防災講演会も開催されるということなのですが、先ほどまず災害の危険がある場合にみずからその危険性を判断をして避難をする、これは大前提です。同時に、避難をするときにどこに避難するか事前にわかっていなくてはいけない、そして体の弱い方、障がい者の方、高齢者の方、こういった人たちも避難ができるように事前に、そういった方の避難ができる対応を考えておかななくてはならないというのがありますよね。

10月4日に行われる津波の避難訓練、ちょっと残念だなと思っているのは、該当する地域、回覧で回りました。回覧で回ったのだけれども、ではその該当している地域で何をしたらいいのか、そこの自治組織がといたら、ちょっとそれがほとんど検討ないのです。

では、みんな自分たちでとにかく避難しなさいということなのかと、ではそこにいる避難の手の必要な人、体の弱い人たち、この人たちは自分たちだけ避難しなさいといってもできないとすればどうするのだと、健康な人は直接、高いところへすぐ上がれる、でもそういう人たちはでは地域としてどうしたらいいのかと、共助です、共助。共助についての事前の打ち合わせとありますが、こういったものは実はないのですね。ただ、この地域を対象にして津波避難しますよというだけで、もっと本当に本格的にやるなら、実際に津波が起こったことを想定してやるならば、そのときに何分後に津波が来るのだということがわかれば、大体10分、20分というのは想定されるのだと思います。そうすれば、その間に何ができるのか、地域の協力によって何をしたらいいのか、そんなことも本当は事前にそういう自治組織の中でもぜひ相談し合ってみてくださいということを示した上で、その津波避難訓練をやるとより現実的な、より具体的にいろいろな問題が明らかになってくるという気がするのです。

だから、これも先ほども言っているように避難訓練でよくやられる一時避難所までみな

さん勝手に来なさいと言ったら変だけど、まず自分の足で来なさいというふうになっているのではないかなと思うのですけれども、この10月4日の避難訓練のときには、そういう要援護の人たちに対する対策としては何か訓練として行われる予定があるのでしょうか、ちょっと伺っておきたいと思います。

議長（千葉 薫君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 10月4日に津波を想定した避難訓練を行うこととしております。対象に関しましては本町1区から入江1区、また線路上でも一部、浸水の恐れがあるところを対象に今回、周知をさせていただいております。

ただ、その中で要介護者となる方々に関しての避難行動に関してお伝えしていないのは事実であります。そういう面では、今回、10月4日やる部分に関しまして、そういう方々の避難態勢というのを取り入れていないのは大変、申しわけないところであります。

先ほども町長もお話ししたとおり、今後、避難行動要支援者となる対象の方々を対象に、それを支援する方々、そういう方々と一緒に地域ごとに避難訓練をしていくように準備をしていきたいと考えております。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） 訓練は1回限りではありませんから、いろいろなことを想定して訓練を行うということが大事だと思うのですが、今、私やはり避難訓練で一番重要なのは自分が住んでいる場所、自分がいる場所からどうやって安全な場所に避難をするのかという、その手だてなのです。

行政の建前からいえば避難は、あくまでも自助努力だよと、そこまで行政は手回りませんよと言ってしまえば、それで済むかといえば今では済まない時代なのです。何を言っているかと、平時のときにそれが例えば自助なり共助なりができる体制どれだけつくってきましかということ行政に問われるのです。

そのときに、災害が起こり得る危険性があるときにだけ考えたら、それは行政の職員の手も足りない、パニックの状態も起こっているわけですからできません、だからそこ今、平時の対策が必要なのです。避難訓練が必要だし、そこで浮き彫りになったさまざまな問題をカバーしていくための行政のまた手だても必要だ、子供たちへの啓蒙や家庭への啓発も必要だと、そういうことをやらないで災害があったときに行政はそこまでできませんでしたと言っても、これは言い訳にはならない。そのことをぜひ考えてほしいと思っております。

だから訓練も本気になってやってほしいのです。本気になって、本当に起こったつもりでやらないと、そういう人たちは見捨てておけばいいのかということにはならないわけですから、ぜひそういうときに、私ぜひ考えていただきたいのは、当然、行政の手だけでいけないのはわかっています。わかっているからこそ、自治組織、自治会などにも協力いただかなくてはいけないし、そこでも必要な対策をとっていく手だてが必要なのだと思うのです。

これは、たまたま新聞の記事、6月6日の北海道新聞に出ていたのですが、遠別町で自主防災組織に町が助成をしていると、これは道内でも初めてだそうです。自主防災組織つくる

う、つくろうと呼びかけていても、なかなかできないのです。自治会にもそれぞれいろいろな事情を抱えているところがたくさんいますし人もいない、ましてや昼間、若い人たちが働きに行っている間に津波の避難が起こったときどうすると、そうしたらもう高齢者と子供を抱えたお母さん方、こういう人たちしか残っていない、そういうときにもどうやったらいいいのかと、やはり地域でどうそれを助け合っていくのかという体制をつくっていかなくてははいけない。

いずれにしても、地域防災組織を立ち上げる、そのために行政が手を貸すということも大事だと思うのです。助成するかどうかは別にしても、そういう発想で普段から災害に備えた対策というものを行政としてとれるべきものはもう最大限とり尽くしていく、そのぐらいの努力が必要なのだと思うのです。

よく言われる自助努力ばかりを強調して、行政がなかなか必要な手だてをとらないということになってしまってはまずいのです。そうならないようにぜひ、考えていただきたいと思うのですが、町長のお考えはいかがでしょう。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 行政だけで本当に手が足りない、これは本当にそのとおりでございます。2000年噴火災害時にもそういう経験をさせていただいております。

それだけに、やはり今、議員おっしゃっていただいたように自主防災組織、これを何とか早く立ち上げたいというふうに思っていますし、今、担当のほうにも指示しておりますので、必ずや動いてくれるというふうに思っているところでございます。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） 残り時間が少なくなってきたので、今、町長が言われたことを本当に実践していただきたいなと思っております。

最後の質問になりますが、津波噴火災害など、この洞爺湖町、私たちの町にはさまざまな災害の危険性をはらんだ状況もあるわけです。特に噴火災害などもある面では短期間の中で繰り返し起こる可能性があるということが言われているだけに、防災というものに対してやはり行政がしっかりとこれまで培ってきたノウハウや、あるいは関係機関との連絡調整、そして役所内での分担、こうしたものが機敏にその場で適切に機動していかなければならないと思うのです。

そういう点でいいますと、災害発生の恐れがあるだけに、町長や行政職員が迅速に行動して対処できるかどうか、これが町民の命と財産を守る行政に問われる責任だと思っています。

日ごろから災害種別ごとの対処方法を熟知して、訓練によって積み重ねられた行政行動、行動計画と知識、町長の補佐役となって行動し、対処できる職員が必要なのではないのでしょうか。

いわば、防災のエキスパートをこの庁舎内にきちんと配置するということが必要ではないかと思っています。そのための部署をきちんと置いて、そしてそれから専属配置するということが必要なのではないかと思っています。

事前にいただいた資料を見ますと、現在、防災担当している企画防災課では、長くいる方でも2年5カ月、課長は5カ月ですね。つまり、せっかく積み上げてきたそういうノウハウやその対応、これが部署が変わるごとに新しい職員になるのですが、それがきちんと伝えられない、伝えられないと言ったら怒られるかもしれませんが、要は人の命にかかわる部署なのだということを考えたときに、ちゃんとそこに根づいて、防災のプロと言われるような人が配置できるような体制とすべきではないかと、この町は特に。そう思って常々いるわけです。

人事異動で課長が変わり、職員が変わってくるたびに、災害対策についてまた学び直すということにならないように、ぜひそういう専門部署を置いて、職員も配置していただきたいというふうに思うわけですが、町長としてはどうお考えでしょうか。

議長（千葉 薫君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 今、専門部署ということでございますが、今、企画防災課がそれを担っていただいておりますけれども、町長の補佐役として、まずは副町長、そして教育長、あるいは両部長、さらにはその下に所管の担当課長等々があるわけでございますが、今年度、防災担当の係長を配置いたしました。もう間もなくだと思いますが、全国自治体災害対策担当係長級の研修会に行っていていただく予定にしております。

何とかやはり職員を育てていかなければならないということがございます。ある意味、災害にエキスパートとして本当に将来、この町の災害に強い職員といいましょうか、そういうものをしっかりこれから育てていきたいというふうに考えております。

また、一時期、自衛隊、あるいは消防、いろいろな方面から職員を受け入れしていただけませんかという要望もまいってございましたが、私どももいろいろ検討させていただいております。いつになるかはちょっと明確には言えませんが、何とかそういう方がいれば企画防災課の中に手伝いとしてそれらの方々にも入っていただけるような環境づくりをしていきたいなというふうに考えております。

議長（千葉 薫君） 立野議員。

4番（立野広志君） もうあと1分ですので、今、専門の専属の職員も配置してということで、せっかくそうやっているいろいろな研修に参加した職員も2年か3年すると部署がえになってしまうと、こんなふうなことではちょっと困るわけですし、それから防災担当の課として、日常的にも子供たちや、あるいは大人に向けた防災教育、あるいは防災のさまざまな企画を取り組んでいただく、子供たちに向けて言えばキッズ防災士とか、そういった資格を取っていただきながら防災のことを学んでもらうと、こんなこともぜひ取り組んでいけるようにしていただきたいと思います。

そのことを最後をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（千葉 薫君） これで、4番、立野議員の質問を終わります。

本日の一般質問は、これで終了いたしました。

散会の宣告

議長（千葉 薫君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会をいたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時35分）